昭26.12.21.

417　昭和26年12月21日　金曜日　官　報　第7487号（32頁）

官報

主要目次

法律
○国家公務員法等の一部改正　四一七頁
○財閥同族支配力排除法を廃止する法律　四一七
○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律　四一七
政令
○昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令　四一七
○鹿児島県大島郡十島村に関する郵政事業及び電気通信業務の暫定措置に関する政令　四一八
府令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正　四一八
告示
○物品税法施行規則による物品の指定に関する告示の一部改正　四三〇
○林業施設補助金交付規程の一部改正　四三五
○鉱工業品の品目指定の公表に関する件等の一部改正　四三五
○工業標準化法施行規則により二硫化炭素等の表示許可申請書および表示の様式等指定　四三六
○輸入に関する事項の公表（第四十五回）の一部改正　四三六
○外国郵便為替に適用する外国貨幣換算割合の件の一部改正　四三七
○国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限の一部改正　四三七
官庁事項
○昭和二十六年度第一・四半期中における予算使用の状況　四三八

法律

国家公務員法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十四号

国家公務員法等の一部を改正する法律

第一條　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十三号を第十五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三　国会職員

十四　国会議員の秘書

第二條　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二　国会職員

二十三の三　国会議員の秘書

第十條の次に次の二條を加える。

（国会職員の給與）

第十條の二　第一條第二十三号の二に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給條件及び支給方法は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）及び同法第十三條の規定に基く国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の定めるところによる。

（国会議員の秘書の給與）

第十條の三　第一條第二十三号の三に掲げる特別職の職員の受ける給與の額、支給條件及び支給方法は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）及び同法第十三條の規定に基く国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の定めるところによる。

第三條　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七條中「衆議院議長、参議院議長、」を削る。

第十三條中「又は国会職員法第二十五條及び同條の規定による国会職員給與規程」を削る。

第四條　一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　この法律による改正規定により支給する国会職員の給與の総額は、予算の範囲をこえないものとする。

内閣総理大臣　吉田　茂

大蔵大臣　池田　勇人

財閥同族支配力排除法を廃止する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十五号

財閥同族支配力排除法を廃止する法律

財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第三項中「第十八号から第二十一号まで」を「第十七号から第二十号まで」に改める。

内閣総理大臣　吉田　茂

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十六号

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

第四條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とする。

第五條第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條　削除

第十五條第一項の表中新聞出版用紙割当審議会の項を削る。

内閣総理大臣　吉田　茂

政令

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百八十号

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

毎日文庫
明治二十五年十二月二十一日
第三種郵便物認可

1　鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）については、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用されていた法令のみをなお適用するものとする。この場合において、これらの法令の実施上硫球諸島民政府又はその機関に属していた権限でその区域にあつた機関に属していたもの以外のものは、国家及び裁判所の権限に属すべきもの並びに政令で定める場合を除く外、鹿児島県知事が行うものとし、その区域で従前公務に従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2　前項の規定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3　この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会の議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4　前項に規定する職員の退職に因る選挙の選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定をすることができる。

5　前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令（昭和二十六年十二月二十一日政令第三百八十一号）第一項後段の規定に基き、この政令を制定する。

鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）については、従前その区域に適用されていた法令の実施上硫球諸島民政府又はその機関に属していた権限のうち、郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第三条に規定する事業及び業務に関するものは、郵政大臣が、電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第四条に規定する業務に関するものは、電気通信大臣が行うものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　大橋　武夫
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　橋本　龍伍
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高碕達之助
運輸大臣　山崎　猛
郵政大臣　佐藤　栄作
電気通信大臣　保利　茂
労働大臣　野田　卯一
建設大臣　戸塚　九一
経済安定本部総裁　吉田　茂

御名御璽

昭和二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百八十一号

鹿児島県大島郡十島村に関する郵政事業及び電気通信業務の暫定措置に関する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令を次のように制定する。

告　示

◎**電波監理委員会告示第二千三百七十九号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第二〇七八号
二　承認を受けた者　建設省
三　無線局の種別　非常局
四　無線局の目的　水防事務に使用するため、非常通信業務を行う。
五　通信の相手方　建設省所属の名古屋、桑名、岐阜、美濃、下呂、坂下、根尾及び藤橋の各非常局
六　通信事項　1.洪水に伴う災害対策に関する通報　2.洪水に伴う災害対策に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　岐阜県可児郡今渡町大字今渡字西野二七九三
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　東経一三七度〇三分　北緯三五度二六分
十　空中線の型式及び構成
十一　運用許容時間

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十二日　第七一一七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の重茂固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　宮古市宮古第十四地割字沢田　東経一四一度五八分　北緯三九度三九分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　みやこ　A三　二、六九五kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成
十一　運用許容時間

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十一号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第二〇七八号
二　承認を受けた者　建設省
三　無線局の種別　非常局
四　無線局の目的　水防事務に使用するため、非常通信業務を行う。
五　通信の相手方　建設省所属の名古屋、桑名、岐阜、美濃、下呂、坂下、根尾及び藤橋の各非常局
六　通信事項　1.洪水に伴う災害対策に関する通報　2.洪水に伴う災害対策に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　岐阜県可児郡今渡町大字今渡字西野二七九三　東経一三七度〇三分　北緯三五度二六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JGU－72　A三　三、七二〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　水平Y型
十一　運用許容時間　非常通信を行うため、運用を必要とする時間

府　令

◎**法務府令第百七十四号**

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十一日

法務総裁　大橋　武夫

第一條　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表静岡地方法務局の部浜松支局の款笠井出張所の項中「北浜村大字善地、高蘭、八幡、新野、上善地、新堀、永島」及び同支局の款浜名出張所の項中「（笠井出張所の管轄に属する地域を除く）」を削る。

第二條　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改める。

第七條第二項を削る。

附　則

この府令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十一号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十一日　第七一一八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の宮古固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　岩手県下閉伊郡重茂村大字重茂字西大館五九　東経一四二度〇一分　北緯三九度三五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おもえ　A三　二、六九五kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十二号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十二日　第七一一九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の野辺地固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　青森県上北郡天間村大字天間館字南天間館　東経一四〇度五八分　北緯四〇度四四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　かみきたこうざん　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十三号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十二日　第七一二〇号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の野辺地固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　宮城県栗原郡築館町字町屋敷一一の一　東経一四一度〇一分　北緯三八度四四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　つきだて　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十四号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十二日　第七一二一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の野辺地固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　宮古市宮古第十四地割字沢田　東経一四〇度五七分　北緯三八度五二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　くりこま　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成
十一　運用許容時間　常時

◎**電波監理委員会告示第二千三百八十五号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十二日　第七一二二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の栗駒固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　宮城県栗原郡栗駒村沼倉字法華堂七四番地　東経一四〇度五七分　北緯三八度五二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　かつち　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百八十六号**

国家公安委員会野辺地地区警察署無線局の通信の相手方は、昭和二十六年十一月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年十一月三十日　第七〇二六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の尾駮、上北鉱山及び甲地の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　青森県上北郡野辺地町大字野辺地一九九の三番地　北緯四〇度五二分　東経一四一度〇八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　のべじ　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百八十七号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十二日　第一五六九号
二　免許人の氏名　高木竹次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十一日
八　設置場所　第三高木丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　さんごうたかぎまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc 二、五四五kc 二、七八五kc	水晶発振	終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百八十八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年七月二十八日　第一五八四号
二　免許人の氏名　鈴木亥之吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　鰺ヶ沢漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十九日
八　設置場所　魁丸(主たる停泊港　青森)
九　呼出符号及び呼出名称　JRZB　なかならさきがける
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc 一、五八〇kc 一、六〇〇kc 一、六二〇kc 一、六五〇kc 一、七〇〇kc 一、七五〇kc 一、八〇〇kc 一、八五〇kc 一、九〇〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A一、A二　七〇WW
A一	五、二〇〇kc 六、二〇〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A一　二五WW
A三	二、六五〇kc 二、七八五kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A三　二五WW

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　その他　A一　一一、〇四〇kcの運用は、南氷洋捕鯨出漁期間中に限る。

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十一日　第七五六五号
二　免許人の氏名　中村與助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　漁業通信
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十九日
八　設置場所　魁丸(主たる停泊港　青森)
九　呼出符号及び呼出名称　JRZB　なかならさきがける
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc 一、五八〇kc 一、六〇〇kc 一、六二〇kc 一、六五〇kc 一、七〇〇kc 一、七五〇kc 一、八〇〇kc 一、八五〇kc 一、九〇〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A一、A二　七〇WW
A一	五、二〇〇kc 六、二〇〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A一　二五WW
A三	二、六五〇kc 二、七八五kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A三　二五WW

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十一号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第七五六二号
二　免許人の氏名　坂部武男
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十日
八　設置場所　第七北舟丸(主たる停泊港　中の作)
九　呼出名称　だいななほくしゆうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc 二、五四五kc 二、七八五kc	水晶発振	終段抑制格子変調　一〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十二号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十七日　第七五五五号
二　免許人の氏名　秋山三郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸、鰺ヶ沢、釧路、宮古及び勝浦の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月二十六日
八　設置場所　第二新成田丸(主たる停泊港　八戸)
九　呼出名称　だいにしんなりたまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc 二、五四五kc 二、七八五kc	水晶発振	終段抑制格子変調　二五W
A一	六一〇kc 六二〇kc 六三〇kc 九五〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　A一　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十三号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十六日　第七五六三号
二　免許人の名称　日魯漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十一日
八　設置場所　第二白宝丸(主たる停泊港　石巻)
九　呼出符号及び呼出名称　JMCT　にちろだいにこつぽうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc 二、五四五kc 二、七八五kc	水晶発振	終段抑制格子変調　二五W
主装置 A一、A二	一、六二〇kc 一、六五〇kc 一、七〇〇kc 一、七五〇kc 一、八〇〇kc 一、八五〇kc 一、九〇〇kc 一、九五〇kc 二、〇〇〇kc 二、〇五〇kc 二、一〇〇kc	第一、第二装置 水晶発振	第一、第二装置　A二　変調リップル　A一、A二　二五〇W 第二装置　終段抑制格子変調　A三　五〇W

補助装置

A三	二、四四〇kc 二、五四五kc 二、七八五kc	水晶発振	A二　リップル変調 A三　終段抑制格子変調　一五〇WW
A一、A二	一、五七〇kc 一、五八〇kc 一、六〇〇kc 一、六二〇kc 一、六五〇kc 一、七〇〇kc 一、七五〇kc 一、八〇〇kc 一、八五〇kc 一、九〇〇kc	水晶発振	A一、A二　七〇WW A三　二五WW

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	三、五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	七、〇、八、一、二、三、四、五、六、七、八、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc
A一	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	五、五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	七、八、九、〇、一、二、三、四、五、六、七、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc
A三	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	五、五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	七、八、九、〇、一、二、三、四、五、六、七、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc

水晶発振　終段抑制格子変調　A一　一五〇WWW　A二　A三

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十四号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十六日　第七五六六号

二　免許人の氏名　高橋英雄

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十五日

八　設置場所　第八源海丸(主たる停泊港　中の作)

九　呼出名称　だいはちげんかいまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、	四、四、四、四、五、五、五、五、六、六、六、	〇、〇、〇、〇、五、五、五、五、〇、〇、〇、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc

水晶発振　終段抑制格子変調　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十五号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十三日　第七五六四号

二　免許人の氏名　安井千代太

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　八戸、鰺ヶ沢の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十五日

八　設置場所　館山市館山町一五一〇番地　東経一三九度五二分　北緯三四度五九分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JHB　A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、八五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　五〇W

十　空中線の型式及び構成　T型

十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十六号**

千葉県所属館山漁業指導用海岸局の電波の型式及び周波数は、昭和二十六年九月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇四五号

二　免許人の名称　千葉県

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局

六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和二十六年十一月三十日

八　設置場所　館山市館山町一五一〇番地　東経一三九度五二分　北緯三四度五九分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JHB　A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、八五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　五〇W

十　空中線の型式及び構成　T型

十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十七号**

昭和二十五年電波監理委員会告示第七十一号(無線局運用規則第四十條第二号の規定による入港中の船舶の船舶局の運用)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十一月二十二日から適用する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第二項を次のように改める。

二　電波の型式及び周波数　A一又はA二　四六八kc、A三　一、九四〇kc、二、一四〇kc、A一　二、〇八六kc、二、一七〇kc、二、二九五kc、六、六五〇kc　但し、A一　六、六五〇kcの使用は、他の周波数の使用が不可能又は不適当の場合に限る。

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十二日　但し、無線電信については無期限

八　設置場所　協和丸(主たる停泊港　青森)

九　呼出符号及び呼出名称　JKNI　やすいきようわまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	五、五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	七、八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc
A一	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	五、五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	七、八、九、〇、一、二、三、四、五、六、七、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc
A三	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	五、五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	七、八、九、〇、一、二、三、四、五、六、七、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc

水晶発振　終段抑制格子変調　A一　A二　A三　一五〇WW

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十六日　第七五六六号

二　免許人の氏名　高橋英雄

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十五日

八　設置場所　第八源海丸(主たる停泊港　中の作)

九　呼出名称　だいはちげんかいまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、	四、四、四、四、五、五、五、五、六、六、六、	〇、〇、〇、〇、五、五、五、五、〇、〇、〇、	〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、	kc	kc	kc	kc	kc

水晶発振　終段抑制格子変調　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十九号**

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百三十二号(無線局運用規則第四十六條の規定による海岸局の通信圏)の全部を次のように改正し、昭和二十六年九月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一、次の一般海岸局の中波帯の通信圏は、それぞれ下欄に掲げる範囲内で、その局の所在地から三百キロメートル以内の水域とする。

海岸局の名称	範囲
稚内	燐尻島北端から知床岬まで
小樽	燐尻島北端から奥尻島北端まで
函館	奥尻島北端から入道崎まで及び襟裳岬から八戸市まで
落石	紋別町から知床岬を経て襟裳岬まで
銚子	金華山沖から御前崎まで
潮岬	石室崎から足摺岬まで及び日ノ岬から瀞生田崎まで
大分	室戸岬から都井岬まで及び関門港から尾道市まで
長崎	佐多岬から平戸町まで
角島	平戸町から松江市まで及び関門港から姫島まで
神戸	灘戸内海及び潮岬から室戸岬まで
舞鶴	大社町から能登半島北端まで
新潟	海士岬から入道崎まで

二、次の一般海岸局の中波帯の通信圏は、それぞれ下欄に掲げる範囲内で、その局の所在地から二百キロメートル以内の水域とする。

海岸局の名称	範囲
横浜	野島崎から大島南端を経て石室崎まで
名古屋	渥美半島西端から神ノ島まで

三、次の範囲内において海岸線から二百キロメートルの水域は、第一号の規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げる海岸局の通信圏とする。

海岸局の名称	範囲
銚子、落石又は函館	八戸市から金華山沖まで
潮岬、長崎又は大分	都井岬から佐多岬まで

四、その他

前各号の通信圏の詳細については、別表地図を參照すること。

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十五号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第四百二号の千葉県無線漁業協同組合所属館山漁業用海岸局の電波の型式及び周波数は、昭和二十六年八月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

◉**電波監理委員会告示第二千四百号**

海上保安庁所属徳山海岸局の通信の相手方、通信事項、電波の型式及び周波数は、昭和二十六年九月十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第四一一八号

二　承認を受けた者　海上保安庁

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十八号**

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百三十二号(無線局運用規則第四十六條の規定による海岸局の通信圏)の全部を次のように改正し、昭和二十六年九月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一、次の一般海岸局の中波帯の通信圏は、それぞれ下欄に掲げる範囲内で、その局の所在地から三百キロメートル以内の水域とする。

海岸局の名称	範囲
稚内	燐尻島北端から知床岬まで
小樽	燐尻島北端から奥尻島北端まで
函館	奥尻島北端から入道崎まで及び襟裳岬から八戸市まで
落石	紋別町から知床岬を経て襟裳岬まで
銚子	金華山沖から御前崎まで
潮岬	石室崎から足摺岬まで及び日ノ岬から瀞生田崎まで
大分	室戸岬から都井岬まで及び関門港から尾道市まで
長崎	佐多岬から平戸町まで
角島	平戸町から松江市まで及び関門港から姫島まで
神戸	灘戸内海及び潮岬から室戸岬まで
舞鶴	大社町から能登半島北端まで
新潟	海士岬から入道崎まで

二、次の一般海岸局の中波帯の通信圏は、それぞれ下欄に掲げる範囲内で、その局の所在地から二百キロメートル以内の水域とする。

海岸局の名称	範囲
横浜	野島崎から大島南端を経て石室崎まで
名古屋	渥美半島西端から神ノ島まで

三、次の範囲内において海岸線から二百キロメートルの水域は、第一号の規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げる海岸局の通信圏とする。

海岸局の名称	範囲
銚子、落石又は函館	八戸市から金華山沖まで
潮岬、長崎又は大分	都井岬から佐多岬まで

四、その他

前各号の通信圏の詳細については、別表地図を參照すること。

◉**電波監理委員会告示第二千三百九十九号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第四百二号の千葉県無線漁業協同組合所属館山漁業用海岸局の電波の型式及び周波数は、昭和二十六年八月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一、第一項(かつお・まぐろ通信系)の海岸局名中、室戸の一、六二〇kcの通信時間の次に「一、八二〇kc　午後九時三分　同十分(1)」を、「すべての局」の一、九五五kcの通信時間の次に「二、〇九〇kc　午後九時三分　午後十二時」をそれぞれ入れ、注の末尾に次を加える。

(1)昭和二十七年一月三十一日までに限り使用することができる。

二、第四項(北海道漁業通信系)の海岸局名中、浦河の二、六五〇kcの欄の「午後二時三分　同三十分」を「午後二時三十分　同三十分」に、小樽の二、六五〇kcの欄の「午前十時三十分　同十一時」を「午前十時三分　同三十分」に、沓形の二、六五〇kcの欄の「午後二時三分　同三十分」を「午後二時三分　同三十分」にそれぞれ改める。

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　徳山市東浜崎町　東経一三一度四八分　北緯三四度〇三分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNH	A二	四六八kc	第一、第二装置	二〇〇W
JNH—2	A一	二、二九五kc	吸收管式終段抑制格子変調(吸收管式)	但し、A一　六、三七五kcは一〇〇W
〃	六、三七五kc			
JNH	A二	水晶発振		

十　空中線の型式及び構成　T型、ツェッペリン

十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百一号**

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第五十六條の規定により、漁業通信に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次の通り指定し、昭和二十六年十一月二十六日から適用する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

通信の区別		電波の型式及び周波数(kc)								
	呼出、応答及び連備信号の送信	その他								
かつお・まぐろ通信系の無線局相互間において漁業通信を行うとき(1)		A一	A二	A三	A一	A二	A三			
	一、八二〇	一、八二〇			一、八二〇	一、八二〇				
北海道漁業通信系、日本海漁業通信系又は沿岸漁業通信系の無線局相互間において漁業通信を行うとき(2)		二、二四〇								

注

(1)夜間(午後九時以降)において使用する場合に限る。

(2)日本海及び沿岸漁業通信系においては、東経百三十八度以東において使用する場合に限る。

◉**電波監理委員会告示第二千四百二号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第四百五十一号(漁業局の通信時間割)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十一月二十六日から適用する。

昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一、第一項(かつお・まぐろ通信系)の海岸局名中、室戸の一、六二〇kcの通信時間の次に「一、八二〇kc　午後九時三分　同十分(1)」を、「すべての局」の一、九五五kcの通信時間の次に「二、〇九〇kc　午後九時三分　午後十二時」をそれぞれ入れ、注の末尾に次を加える。

(1)昭和二十七年一月三十一日までに限り使用することができる。

二、第四項(北海道漁業通信系)の海岸局名中、浦河の二、六五〇kcの欄の「午後二時三分　同三十分」を「午後二時三十分　同三十分」に、小樽の二、六五〇kcの欄の「午前十時三十分　同十一時」を「午前十時三分　同三十分」に、沓形の二、六五〇kcの欄の「午後二時三分　同三十分」を「午後二時三十分　同三十分」にそれぞれ改める。

三、第六項（沿岸漁業通信系）の海岸局名中、「午前一時四十五分　同二時三十分　同四時十分　同四時二十分　午後零時三十分　同四十五分」に改め、勝浦（千葉県）の時間割の次に次を入れ、注の末尾に「(7)昭和二十七年一月三十一日までに限り使用することができ、二月一日からは三崎海岸局が使用するものとする。」を加える。

使用周波数　海岸局名　館山、勝浦（千葉県）から　まで

二、四四〇kc　午前一時三十分　同四十五分(7)
二、四五〇kc　午前八時二十分　同九時(7)
　　午後零時四十五分　同一時(7)
二、六五〇kc
二、七八五kc

2.「長崎、館浦、奈良尾、富江、厳原及び野母」を「長崎、館浦、一部浦、奈良尾、富江、厳原及び野母」に改める。

四、第六項（沿岸漁業通信系）の時間割の次に次の一項を加え、第七項（その他）を第八項に改める。

七、すべての漁業局は、その指定を受けた次の周波数を使用して、常時通信を行うことができる。
一五四・九三Mc　一五五・〇九Mc　一五五・二五Mc　一五五・四一Mc　一五六・三Mc　一五六・六Mc

◉**電波監理委員会告示第二千四百三号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四一二五号
二　承認を受けた者　電波監理委員会委員長　富安　謙次
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　広島市宇品町官有一番地　東経一三二度二八分　北緯三四度二一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNC—5　A三　一、六二〇kc　一、九四〇kc　二、一四〇kc　七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W

十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百四号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六〇五二号
二　承認を受けた者　電波監理委員会委員長　富安　謙次
三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁船の船舶局
五　通信の相手方　漁業の指導監督に関する事項
六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　東京都大島波浮村　東経一三九度二六分　北緯三四度四一分

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行うこと。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　長崎県南松浦郡福江町　東経一二八度五一分　北緯三二度四二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNB—5　A三　一、六一〇kc　一、九四〇kc　二、一四〇kc　七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W

十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百五号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十七日　第六〇五三号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属佐世保及び厳原の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　長崎県南松浦郡福江町　東経一二八度五一分　北緯三二度四二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNB—35　A一　三、七八五kc　水晶発振　Y型　五〇W

十　空中線の型式及び構成
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百六号**

東京都所属大島漁業指導用海岸局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十一月三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十一日

一　免許の年月日及び番号　電波監理委員会委員長　富安　謙次　昭和二十五年六月一日　第一二四七号
二　免許人の名称　東京都
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　漁船の船舶局
六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　東京都大島波浮村　東経一三九度二六分　北緯三四度四一分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JHD　A三　四〇kc　七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　五〇W

十　空中線の型式及び構成　ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百七号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十九日　第二〇七二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　名古屋市港区浜町四丁目八番地　東経一三六度五三分　北緯三五度〇五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNT　A二　四六八kc　五〇〇kc　七〇〇kc　第一装置　吸収管式　A一、二五〇W
〃　A一一、A一二、A一三　一、六二〇kc　水晶発振　第二装置　吸収管式　A一、A二、A三　一五〇W
〃　A一一、A一二、A一三　二、二九五kc　水晶発振　吸収管式　終段抑制格子変調（吸収管式）
JNT—2　〃　A一　六、三七五kc

十　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十一　運用許容時間　汐止町送信所の無線設備が障害のため、運用を必要とする時間

◉**電波監理委員会告示第二千四百八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十九日　第二〇七三号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　名古屋市港区浜町四丁目八番地　東経一三六度五三分　北緯三五度〇五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNK　A一　四六八kc　五〇〇kc　七〇〇kc　水晶発振　吸収管式　A一、二五〇W
〃　A二　一、五八〇kc　一、九四〇kc　二、一四〇kc　A二　終段抑制格子変調（吸収管式）
〃　A三　二、二九五kc　A三　五〇W

十　空中線の型式及び構成　ツェッペリン
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千四百十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月二十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六一六一号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　佐世保市福石町　東経一二九度四四分　北緯三三度〇九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNK—2　（注）A一　四六八kc　五〇〇kc　七〇〇kc　水晶発振　A一　吸収管式　A一、二五〇W
（注）A二　一、五八〇kc　一、九四〇kc　二、一四〇kc　A二　終段抑制格子変調（吸収管式）　A二、A三　五〇W
（注）A一　四、一五〇kc　七、五四五kc　JNT—21　（注）A一　水晶発振　吸収管式　三〇〇W
（注）A一　七、五四五kc　JNT—22　（注）A一　〃　〃　五〇〇W
（注）A一　三、一五〇kc　JNT—31　（注）A一　〃　〃　二五〇W
（注）A一　四、二〇〇kc　JNT—21　（注）A一　〃　〃　〃

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注）の周波数の使用は、針尾送信所の無線設備の障害の場合に限る。

◉電波監理委員会告示第二千四百十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六一六一号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属艦艇、巡視船及び門司の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　佐世保市福石町　東経一二九度四四分　北緯三三度〇九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JNK－31　A一（三、七八五kc　四、二〇〇kc）　水晶発振　吸収管式　二五〇W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　針尾送信所の無線設備の障害のため、運用を必要とする時間

◉電波監理委員会告示第二千四百十二号
海上町漁業協同組合所属輪島海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力の指定は、昭和二十六年十一月十二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月二十一日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第九五三五号
二　免許人の名称　海士町漁業協同組合
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海士町漁業協同組合員所属漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　石川県鳳至郡輪島町字海士町　東経一三六度五四分　北緯三七度二四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
（A一、A二　五〇〇kc　A二、終段抑制格子変調　A一　七〇W）
（JFD　A一、A二、A三　一、六一〇kc　水晶発振　A二、A三　三〇W）
（二、四五〇kc、二、六五〇kc　第二装置　終段抑制格子変調　A三）
十　空中線の型式及び構成　T型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百十三号
無線機器型式検定規則第八條の規定により、ARD－四〇五二型無線方位測定機（昭和二十六年十一月二十九日合格、検定番号第一五五五号）の型式の変更を次の通り承認した。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　変更承認の年月日　昭和二十六年十一月三十日
二　承認番号　第一五五五一号
三　申請者の名称　安立電気株式会社
四　機器の名称及び型式　ARD－四〇五二A型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　安立電気株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第二千四百十四号
次の無線方位測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十一月三十日
二　検定番号　第一五五六号
三　申請者の名称　日本無線株式会社
四　機器の名称及び型式　NMD－一一〇A型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　日本無線株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第二千四百十五号
次の無線方位測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十一月三十日
二　検定番号　第一五五五号
三　申請者の名称及び型式　安立電気株式会社　ARD－四〇五二型無線方位測定機
四　機器の名称及び型式　安立電気株式会社　ARD－四〇五二A型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　安立電気株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第二千四百十六号
無線機器型式検定規則第八條の規定により、TA－一〇八A型無線方位測定機（昭和二十六年八月十一日合格、検定番号第一五五二号）の型式の変更を次の通り承認した。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　変更承認の年月日　昭和二十六年十一月三十日
二　承認番号　第一五五二一号
三　申請者の名称　東京芝浦電気株式会社
四　機器の名称及び型式　TA－一〇八B型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　東京芝浦電気株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第二千四百十七号
次の無線方位測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十一月三十日
二　検定番号　第一五五四号

三　申請者の名称　安立電気株式会社
四　機器の名称及び型式　ARD－四〇五〇A型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　安立電気株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第二千四百十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十一日　第六一六八号
二　免許人の名称　日本放送協会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本放送協会所属の各実用化試験局
六　通信事項　1.各種実況放送番組の中継及びニュースの取材収集に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十一月二十九日
八　設置場所　移動範囲　九州、中国、四国一円　常置場所　福岡市因幡町一番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JO7AA　F三　一五一・五七Mc　水晶発振　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　垂直型、八木
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月二十一日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月三十日　第六一六九号
二　免許人の名称　日本放送協会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本放送協会所属の各実用化試験局
六　通信事項　1.各種実況放送番組の中継及びニュースの取材収集に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十一月二十九日
八　設置場所　移動範囲　九州、四国、中国一円　常置場所　福岡市因幡町一番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JO7AB　F三　一五一・五七Mc　水晶発振　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十号
第二文丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月二十七日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五九八号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第二文丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JJLA
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
（主装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　八一〇kc　九二〇kc　一、一七〇kc　一、二九〇kc　一、三五〇kc　一、五二〇kc　一、八二〇kc　二、〇八〇kc　二、三一〇kc　二、五二〇kc　二、七〇〇kc　水晶発振　A二　リップル変調　二五〇W　但し二、七〇〇kc、八、三二五kcは一〇〇W）
（補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　八一〇kc　九二〇kc　一、一七〇kc　一、二九〇kc　一、三五〇kc　一、五二〇kc　一、八二〇kc　二、〇八〇kc　二、三一〇kc　二、五二〇kc　二、七〇〇kc　水晶発振　主発振　A二　リップル変調　五〇W）
特殊設備　無線方位測定機NMD－一〇一型
空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百六十三号北嶺丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年四月二十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第八項中「（主たる停泊港　東京）」を「（主たる停泊港　大阪）」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千四百二十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十七日　第二三四四号
二　免許人の氏名　中島藤七
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　清水漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十六日
八　設置場所　第五新造丸（主たる停泊港　戸田）
九　呼出符号及び呼出名称　JFGK　だいごしんぞうまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、九五〇 kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇W（但し、五、五二〇kcは三〇W）
三、七〇〇 kc　A二、A三　一五W
五、六二〇 kc
一、九五五 kc
二、四五五 kc
二、七八五 kc
A三
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十一日　第四二八〇号
二　免許人の名称　片江海洋漁船団
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月十日
八　設置場所　第三玉力丸（主たる停泊港　関門港下関区）
九　呼出符号及び呼出名称　JJZP　だいさんたまりきまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、九五〇 kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇W
A一、A二　一、六一〇 kc　A二　リツプル変調　A一、A二　一五〇W
A三　二、〇一〇 kc　A三　終段抑制格子変調　A三　一五〇WW
五、五二〇 kc
五、五七〇 kc
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月九日　第四二八一号
二　免許人の名称　九一水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第二十二伊勢丸（主たる停泊港　関門港下関区）
九　呼出符号　JQJM
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五八〇 kc　水晶発振　リツプル変調　二五W
五、五二〇 kc
A一　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月八日　第七五三号
二　免許人の氏名　辺見亀之助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十八日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第五金比羅丸（主たる停泊港　鮎川）
九　呼出符号及び呼出名称　JAZG・へんみだいごこんびらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇 kc　水晶発振　終段陽極変調　A一、A二　二五W
一、六二〇 kc　A二　終段抑制格子変調　A三　一〇WW
一、六八〇 kc
A一　五、五二〇 kc
五、六二〇 kc
A三　二、一一〇 kc
二、六二〇 kc
二、七八五 kc
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十八日　第七五五八号
二　免許人の氏名　秋山五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸、鰺ヶ沢、釧路、宮古及び勝浦の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月二十七日
八　設置場所　第二宗吾丸（主たる停泊港　八戸）
九　呼出名称　だいにそうごまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
一、六一〇 kc
一、九五〇 kc
二、四四〇 kc
二、六四五 kc
二、七八五 kc
A三　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十五日　第七五六〇号
二　免許人の氏名　吉田長兵衛
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十四日
八　設置場所　第十二長栄丸（主たる停泊港　中の作）
九　呼出名称　だいじゆうにちょうえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇 kc　二、四四〇 kc　二、五四五 kc　二、六五〇 kc　二、七八五 kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月八日　第七五六一号
二　免許人の氏名　加沢万五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月七日
八　設置場所　第八万勢丸（主たる停泊港　江名）
九　呼出名称　だいはちまんせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇 kc　一、九五五 kc　二、四四〇 kc　二、五五〇 kc　二、七八五 kc　水晶発振　終段抑制格子変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百二十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第七五五四号
二　免許人の氏名　滝内　進
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第七　八崎丸（主たる停泊港　小名浜）
九　呼出符号及び呼出名称　JAWF　だいななはつさきまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇 kc　一、六二〇 kc　一、九五五 kc　二、六五五 kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二、A三　一五〇WW
A三　二、四四〇 kc　二、五四五 kc　二、六五〇 kc　二、七八五 kc
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四百三十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年八月二十九日　第七五五七号
二　免許人の氏名　秋山熊五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　八戸、鰺ヶ沢、釧路、宮古及び勝浦の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月二十八日
八　設置場所　第二十成田丸（主たる停泊港　八戸）
九　呼出符号　だいにじゅうなりたまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇 kc　一、九三〇 kc　二、四四〇 kc　二、五五〇 kc　二、七八五 kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**大蔵省告示第千九百九十一号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、帝国船舶株式会社（東京都大田区新井宿四丁目千百九番地）に対し、その所有する左の財産を昭和二十六年十二月二十日に株式会社ダブリュー・エム・ストローン・エゼンシース商会（東京都千代田区丸の内二丁目十番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

種類　数量　所在地

動産　二点　東京都大田区新井宿四丁目千百九番地

◉**大蔵省告示第千九百九十二号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその保管する左の財産を昭和二十六年十二月二十日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　株式会社　田中石油店（福岡県八幡市大字折尾町千五百七十二番の二）

種類　数量　所在地

動産　二点　福岡県八幡市大字折尾町千五百七十二番の二

二　新出光株式会社（福岡県福岡市下小山町十六番地）

種類　数量　所在地

動産　一点　福岡県福岡市比恵平田町六十六番地

三　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）

種類　数量　所在地

動産　二点　福岡県福岡市大字奉吉八百六十二番地

四　田口正明（大阪府中河内郡玫岡町額田百八番地）

種類　数量　所在地

動産　四点　額田百八番地

◉**大蔵省告示第千九百九十三号**

物品税法施行規則第二十六條第八号の規定による物品の指定に関する告示（昭和十八年二月大蔵省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　農林省ノ選定ニ係ル育苗用温床油紙ノ用ニ供スル紙

◉**大蔵省告示第千九百九十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十四回帝銀ホームラン定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十四回帝銀ホームラン定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

赤バット組、青バット組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五十組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
特賞A	一本	五〇、〇〇〇円
特賞B	一本	一〇〇、〇〇〇
一等	三本	三〇、〇〇〇
二等	一〇本	一〇、〇〇〇
三等	五〇本	五、〇〇〇
四等	一〇〇本	一、〇〇〇
五等	五〇〇本	五〇〇
六等	一、五〇〇本	一〇〇
計	二、〇〇〇本	五〇、〇〇〇

◉**大蔵省告示第千九百九十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十六回割増金附貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十六回帝銀たのしみ定期預金

二　條件

(一)契約期間　三月

但し契約期間満了後納税準備預金とする。

(二)預入金額　一口五百円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
特賞	一本	五〇、〇〇〇円
一等	五本	一〇、〇〇〇
二等	一〇本	三、〇〇〇
三等	三五本	一、〇〇〇
四等	七〇本	三〇〇
五等	一、〇〇〇本	一〇〇
計	一、一二〇本	一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月九日

六　割増金の支拂開始期日　契約期間満了日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証券の印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百九十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十四回富士割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十四回富士割増定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各八組につき次のとおりとする。但し、富士特賞A及び富士特賞Bは、一等のうちから定め、二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金当せんの数	
富士特賞A	一本	三〇〇、〇〇〇円
富士特賞B	一本	一〇〇、〇〇〇
一等	六本	三〇、〇〇〇
二等	一六本	一、三〇〇
三等	八〇本	五〇〇
四等	八〇〇本	一〇〇
五等	八、〇〇〇本	四〇
六等	八〇、〇〇〇本	二〇
七等	一、一〇九、六〇〇本	一〇
二重賞A	七本	五〇、〇〇〇
二重賞B	一本	八〇〇、〇〇八
計	一、一二〇、〇〇八本	

五　抽せん期日　昭和二十七年三月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十七日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百九十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十五回ラッキー定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大阪銀行第十五回ラッキー定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

金組、銀組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定め、ラッキー賞は、重複当せんを認める。

(一)金組

等級	割増金当せんの数	
特賞	一本	五〇〇、〇〇〇円
一等	三本	一〇〇、〇〇〇
二等	一〇本	一〇、〇〇〇
三等	一一〇本	一、〇〇〇
四等	五〇〇本	一〇〇
五等	一、八九三本	五〇
六等	三〇、〇〇〇本	一〇
ラッキー賞	四本	二〇〇、〇〇四
計	三二、〇〇四本	

(二)銀組

等級	割増金当せんの数	
特賞	一本	一〇〇、〇〇〇円
一等	三本	一〇、〇〇〇
二等	一〇本	一、〇〇〇
三等	一一〇本	一〇〇
四等	五〇〇本	五〇
五等	一、八九三本	一〇
六等	三〇、〇〇〇本	二〇〇、〇〇四
ラッキー賞	四本	
計	三二、〇〇四本	

◉**大蔵省告示第千九百九十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十二回熊本振興定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十二回熊本振興定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年三月五日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
特賞	一本	一〇〇、〇〇〇円
一等	三本	一〇、〇〇〇
二等	一〇本	一、〇〇〇
三等	一〇〇本	一〇〇
四等	五〇〇本	五〇
五等	一、八九三本	一〇
六等	三〇、〇〇〇本	二〇〇、〇〇四
計	三二、〇〇四本	

◉**大蔵省告示第千九百九十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福岡銀行第十五回譜定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福岡銀行第十五回譜定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞A及び幸運賞Bは、一等のうちから定め、ハッピー二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金当せんの数	
幸運賞A	一本	五〇〇、〇〇〇円
幸運賞B	八本	五〇、〇〇〇
一等	一〇本	一〇、〇〇〇
二等	五〇本	一、〇〇〇
三等	一〇〇本	五〇〇
四等	四四四、三四〇本	五〇
五等	五〇本	一〇
ハッピー二重賞	一本	一〇〇、〇〇五
計	六〇〇、〇〇五本	

◉**大蔵省告示第二千号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福井銀行第十四回福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福井銀行第十四回福定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

(四)取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月十五日まで。

四　割増金品

一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各六組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定め、福福お年玉賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品当せんの数	
特等	一本	二〇〇、〇〇〇円
一等	五本	二〇、〇〇〇円
二等	一〇本	一〇、〇〇〇円
三等	六〇本	二、〇〇〇円
四等	六〇〇本	一〇〇円
五等	三、〇〇〇本	五〇円
六等	六〇、〇〇〇本	二〇円
七等	五三六、三三八本	
福福お年玉賞	一本	洋服たんす一さお
A賞	一二本	置時計一個
B賞	二四本	万年筆一本
C賞	二四本	ギフトチェック五〇〇円券一枚
D賞	三〇〇本	ギフトチェック一〇〇円券一枚
計	六〇〇、三六一本	

抽せん期日　昭和二十七年二月二十三日

◉**大蔵省告示第二千一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、駿河銀行第十二回大福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　駿河銀行第十二回大福定期預金

昭26.12.21. 第7487号

◎文部省告示第七十三号

教科用図書検定規則（昭和二十三年文部省令第四号）により、昭和二十六年十月三十日に検定を與えた図書の名称、ページ数、目的とする学校・教科の種類、著作者の氏名および発行者の住所・氏名等を次のように告示する。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

図書の名称	判型	ページ数	目的とする学校・教科の種類	著作者の氏名	発行者の住所・氏名
中等国語（改訂版） 一上	A 5	244	中1 国語	金田一京助ほか6名	東京都千代田区神田神保町1の三省堂出版株式会社 代表者 喜多見昇
〃 一下	〃	272	中1 〃		
〃 二上	〃	244	中2 〃		
〃 二下	〃	252	中2 〃		
〃 三上	〃	268	中3 〃		
〃 三下	〃	236	中3 〃		
中学生の理科 自然のすがた	〃	192	中1 理科	三省堂編集所 代表者 署多見昇	
〃 一年上	〃	220	〃		
〃 一年下	〃	192	中2 理科		
〃 日常の科学 二年上	〃	204	〃		
〃 二年下	〃	176	中3 理科		
〃 科学の思惑 三年上	〃	208	〃		
〃 三年下	〃	240	中1職業・家庭	野尻重雄ほか5名	東京都文京区小石川自由町10 株式会社 自由国民図書刊行会 代表者 大橋貞雄
〃 職業・家庭科 郷土の生活	〃	236	中2 〃		
〃 〃	〃	248	中3 〃		
〃 家庭の生活	〃	160	中1 〃	貞方春野、野尻重雄	
〃 〃	〃	163	中2 〃		
〃 生活と数学	〃	184	中3 数学	瀧水辰次郎、石谷三省堂編集所 喜多見昇	
〃 造形美術	〃	140	〃		
新国語（改訂版） 文学編 一	A 5	280	高1 国語	土居重俊ほか7名	東京都千代田区神田神保町1の三省堂出版株式会社 代表者 喜多見昇
〃 〃 二	〃	280	高2 〃		
〃 〃 三	〃	280	高3 〃		
〃 （改訂版） 言語編 一	〃	163	高1 〃		
〃 〃 二	〃	180	高2 〃		
〃 〃 三	〃	168	高3 〃		

◎文部省告示第七十四号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月十五日付で次の大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

甲南大学
一、位　置　兵庫県神戸市東灘区本山町
二、設　置　者　学校法人　甲南大学
三、学　部　科　文理学部　文学科、理学科
四、修業年限　四年
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十五号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月十五日付で次の大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

西京大学女子短期大学
一、位　置　京都府京都市右京区桂市ノ前三一番地
二、設　置　者　京都府
三、学　科　文科国語専攻、家政科
被服専攻
四、修業年限　二年
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十六号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月十五日付で次の短期大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

千葉短期大学
一、位　置　千葉県市川市国府台三七三番地
二、設　置　者　学校法人　千葉学園
三、学　科　商科第二部、英文科第二部
四、修業年限　二年を超えるもの
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十七号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年四月五日付で次の大学院の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

日本大学大学院
一、位　置　東京都千代田区西神田二丁目八番地
東京都練馬区江古田町一九〇一番地
二、設置者　学校法人　富士短期大学
三、学　科　経済科
四、修業年限　二年
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十八号

教科用図書検定規則（昭和二十三年文部省令第四号）により、昭和二十六年十月三十日に検定を與えた図書の名称、ページ数、目的とする学校・教科の種類、著作者の氏名および発行者の住所・氏名等を次のように告示する。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

図書の名称	判型	ページ数	目的とする学校・教科の種類	著作者の氏名	発行者の住所・氏名
一般数学 上	〃	224	高1–3 数学	清水辰次郎、石谷三省堂編集所 代表者 署多見昇	東京都千代田区神田神保町1の三省堂出版株式会社 代表者 喜多見昇
〃 解析 I 下	〃	176	高1–3 解析		
〃 〃 II 上	〃	156	高1–3 幾何		
〃 〃 下	〃	160	〃		
物理 上	〃	256	高2・3 物理	三省堂編集所 代表者 金原省吉	
〃 下	〃	248	〃		
化学（改訂版） 上	〃	296	高1–3 化学	三省堂編集所 代表者 平谷和三	
〃 下	〃	216	〃		
高等世界史 上	〃	288	高2・3 史	井上智勇ほか2名	大阪市東区北久宝寺町4の47 大阪教育図書株式会社 代表者 磯山 実
〃 下	〃	224	〃		
数学 一年上	〃	182	中1 数学	鍋島信太郎、伊藤武、内藤庄三、菅村寛誠	東京都文京区小石川自由町10 株式会社 自由国民図書刊行会 代表者 大橋貞雄
〃 一年下	〃	242	中2 数学		
〃 二年上	〃	192	中3 数学		
〃 二年下	〃	158	〃		
〃 三年上	〃	192	〃		
〃 三年下	〃	156	〃		
中学造形美術 1	B 5	32	中1–3 図画工作	關寛大学教育美術倉田三郎	東京都千代田区神田神保町3の2 株式会社 代表者 藤原喜代
〃 〃 2	〃	〃	〃		
〃 〃 3	〃	〃	〃		
職業・家庭 中学一年 家庭生活を中心とした	A 5	152	中1職業・家庭	重松伊八郎ほか5名	東京都千代田区三番町1の二 株式会社 代表者 小野総次
〃 〃 中学二年	〃	160	中2 〃		
〃 〃 中学3年	〃	144	中3 〃		
地学 上	〃	206	高1–3 地学	鎮木政俊ほか2名	東京都千代田区神田神保町3の2 株式会社 代表者 藤原喜代
〃 下	〃	170	〃		
われわれの生活圏 近代産業社会の発展	〃	280	中1 社会	村上俊亮ほか6名	東京都千代田区神田神保町3の2 株式会社 代表者 藤原喜代
〃 〃	〃	290	中2 〃		
〃 〃 主体的生活の発展	〃	360	中3 〃		
中学美術工芸	B 5	96	中1–3 図画工作	美術教育委員会	
高等学校時事問題	A 5	400	高2・3 社会	石田牡吉、間瀬正次	

四割増金預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
特等	一	木
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一〇、〇〇〇	
三等	一、〇〇〇	二〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	一一〇	八八、八七〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十六日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十四日

七　割増金貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税の証書を指定し、印紙税を課さない。

二　係　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

新しいローマ字の教室 1 〃 72 小4 国語 鬼頭武蔵
〃 Taro to Pochi 2 〃 88 小5 〃
〃 Gakkô no Mado Kara 〃 108 小6 〃
〃 Midorino kuni no kodomotachi
中学生の科学 I.1 〃 150 中2 理科 科学教育研究会 代表者 三村剛昂
〃 〃 I.2 〃 100 〃
〃 〃 I.3 〃 142 中3 理科
〃 〃 II.1 〃 152 〃
〃 〃 II.2 〃 118 〃
〃 〃 III.3 〃 172 〃
NEW CENTURY READERS I 〃 100 高1 英語 小川二朗、吉田弘、福田重美、青木昌吉
〃 〃 II 〃 110 高2 〃
〃 〃 III 〃 78 〃

三月十五日付で次の短期大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

西京大学女子短期大学部
一、位　置　京都府京都市右京区桂市ノ前三一番地
二、設　置　者　京都府
三、学　科　文科国語専攻、家政科
被服専攻
四、修業年限　二年
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十七号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月十五日付で次の大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

千葉短期大学
一、位　置　千葉県市川市国府台三七三番地
二、設　置　者　学校法人　千葉学園
三、学　科　商科第二部、英文科第二部
四、修業年限　二年
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十八号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年四月五日付で次の大学院の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

日本大学大学院
一、位　置　東京都千代田区西神田二丁目八番地
東京都練馬区江古田町一九〇一番地
二、設置者　学校法人　富士短期大学
三、学　科　経済科
四、修業年限　二年
五、開設学年　第一学年
六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十九号

教科用図書検定規則（昭和二十三年文部省令第四号）により、昭和二十六年十一月三十日に検定を與えた図書の名称、ページ数、目的とする学校・教科の種類、著作者の氏名および発行者の住所・氏名等を次のように告示する。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

図書の名称	判型	ページ数	目的とする学校・教科の種類	著作者の氏名	発行者の住所・氏名
中学生の科学 (自然の子ども) 1	〃	78	中1 理科	科学教育研究所 代表者 野間寛二	東京都目黒区上目黒3の1908 中央書籍株式会社 代表者 小野総次
〃 〃 季節と天気 2	〃	60	〃		
〃 (地球の科学 1) どうなっているか 3	〃	74	〃		
〃 水のすがた 4	〃	68	〃		
〃 生物の世界	〃				
〃 (地球の科学 2) (地下はどうなっているか) 5	〃	60	〃		
〃 天体と私たち 6	〃	48	〃		
新制中等国語 文学編 三年	〃	234	中3 国語	関 岩市ほか3名	大阪市天王寺区勝山通一丁目一三 学校法人 浪速外語学院 代表者 北條教科用図書研究協会
〃 〃 言語編 一年	〃	210	中1 〃		
〃 〃 二年	〃	210	中2 〃		
〃 〃 三年	〃	230	中3 〃		
中学職業・家庭 I	〃	170	中1職業・家庭	北條教科用図書研究協会 代表者 進野久五郎	
〃 〃 II	〃	182	中2 〃		
〃 明るい生活 III	〃	172	中3 〃		
〃 豊かな生活	〃	78	〃		

◎文部省告示第八十号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月十五日付で次の大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

浪速外国語短期大学					
一、位　置	大阪市東住吉区平野上町九				
二、設置者	大阪市天王寺区勝山通一丁目一三 学校法人 浪速外語学院				
三、学　科	英語科				
四、修業年限	二年				
五、開設学年	第一学年				
六、開設時期	昭和二十六年度				
千葉短期大学					
一、位　置	千葉県市川市国府台三七三番地				
二、設置者	学校法人 千葉学園				
三、学　科	商科第二部、英文科第二部				
四、修業年限	二年を超えるもの				
五、開設学年	第一学年				
六、開設時期	昭和二十六年度				
富士短期大学					
一、位　置	東京都新宿区下落合二丁目八九六番地				
二、設置者	学校法人 富士短期大学				
三、学　科	経済科				
四、修業年限	二年				
五、開設学年	第一学年				
六、開設時期	昭和二十六年度				

〃千代田区神田駿河台一丁目八番地
神奈川県藤沢市亀井野一八六六番地
学校法人 日本大学
三、研究科 法学研究科 公法学専攻、私法学専攻
文学研究科 心理学専攻、国文学専攻、英文学専攻、史学専攻
芸術学研究科 文芸学専攻
経済学研究科 経済学専攻
工学研究科 建設工学専攻、機械工学専攻、電気工学専攻、応用化学専攻
農学研究科 農業経済学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

早稲田大学大学院
一、位置 東京都新宿区戸塚町一丁目六四七番地
二、設置者 学校法人 早稲田大学
三、研究科 政治学研究科 政治学専攻
経済学研究科 経済学専攻
法学研究科 民事法学専攻、公法学専攻、基礎法学専攻
文学研究科 東洋哲学専攻、西洋哲学専攻、心理学専攻、社会学専攻、教育学専攻、日本文学専攻、英文学専攻、独逸文学専攻、露西亜文学専攻、芸術学専攻
商学研究科 経済学専攻、商学専攻
工学研究科 機械工学専攻、電気工学専攻、建設工学専攻、鉱山及び金属工学専攻、応用化学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 二年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

上智大学大学院
一、位置 東京都千代田区紀尾井町七番地
東京都練馬区石神井関町二丁目
二、設置者 学校法人 上智学院
三、研究科 哲学研究科 哲学専攻
西洋文化研究科
経済学研究科 経済学専攻
神学研究科 神学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

慶応義塾大学大学院
一、位置 東京都港区芝三田二丁目二番地
二、設置者 学校法人 慶応義塾
三、研究科 文学研究科 哲学専攻、史学専攻、国文学専攻、英文学専攻、仏文学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

大正大学大学院
一、位置 東京都豊島区西巣鴨四丁目五三〇番地
二、設置者 学校法人 大正大学
三、研究科 文学研究科 仏教学専攻、宗教学専攻、国文学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

立教大学大学院
一、位置 東京都豊島区池袋三丁目一一七二番地
二、設置者 学校法人 立教学院
三、研究科 英米文学研究科 英米文学専攻
経済学研究科 経済学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 二年
六、開設時期 昭和二十六年度

立正大学大学院
一、位置 東京都品川区東大崎四丁目一六〇番地
二、設置者 学校法人 立正大学
三、研究科 仏教学研究科 仏教学専攻、国史学専攻、国文学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

法政大学大学院
一、位置 東京都千代田区富士見町三丁目一番地
二、設置者 学校法人 法政大学
三、研究科 人文科学研究科 哲学専攻、日本文学専攻、英文学専攻
社会科学研究科 経済学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 二年
六、開設時期 昭和二十六年度

中央大学大学院
一、位置 東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地
二、設置者 学校法人 中央大学
三、研究科 法学研究科 民事法専攻、英米法専攻、刑事法専攻、政治学専攻
経済学研究科 経済学専攻
商学研究科 商学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 二年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

紅陵大学大学院
一、位置 東京都文京区若荷谷町三二番地
二、設置者 学校法人 紅陵大学
三、研究科 経済学研究科 国際経済専攻
商学研究科 商学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

国学院大学大学院
一、位置 東京都渋谷区若木町九番地
二、設置者 学校法人 国学院大学
三、研究科 文学研究科 神道学専攻、日本文学専攻
四、開設する課程 修士課程
五、修業年限 一年以上
六、開設時期 昭和二十六年度

◎文部省告示第七十八号
大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月七日付で次の短期大学の設置を認可した。
昭和二十六年十二月二十一日
文部大臣 天野 貞祐

稲沢女子短期大学
一、位置 愛知県中島郡稲沢町大字稲沢字稲葉九〇三番地
二、設置者 学校法人 足立学園
三、学科 家政科
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

東邦音楽短期大学
一、位置 東京都文京区大塚上町二五
二、設置者 学校法人 三室戸学園
三、学科 音楽科 声楽専攻、作曲楽理専攻、器楽専攻
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

大阪成蹊女子短期大学
一、位置 大阪市東淀川区相川中通二丁目
二、設置者 学校法人 大阪成蹊学園
三、学科 国文科、家政科
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

大阪音楽短期大学
一、位置 大阪市天王寺区味原町九九番地
二、設置者 学校法人 大阪音楽短期大学
三、学科 音楽科 声楽専攻、作曲楽理専攻、器楽専攻
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

和歌山女子短期大学
一、位置 和歌山市尾形町二の九番地
二、設置者 学校法人 和歌山女子学園
三、学科 英語科
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

相模女子大学短期大学部
一、位置 神奈川県高座郡相模原町上鶴間四〇九七番地
二、設置者 学校法人 相模女子大学
三、学科 国文科、英文科、商科、家政科
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年、第二学年
六、開設時期 昭和二十六年度

聖書学園短期大学
一、位置 千葉県千葉市若松町九〇二番地
二、設置者 学校法人 聖書農学園
三、学科 英文科、神学科
四、修業年限 二年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

中央商科短期大学
一、位置 東京都中央区越前堀三丁目二番地
二、設置者 学校法人 中央学院
三、学科 商科第二部
四、修業年限 二年以上
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

◎農林省告示第四百五十五号
国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）に基き、林業施設補助金交付規程（昭和二十五年農林省告示第百六十二号）の一部を次のように改正し、昭和二十六年度分の補助金から適用する。
昭和二十六年十二月二十一日
農林大臣 根本龍太郎

別表中(十三)の項を次のように改める。

(十三)特用林及び自家用林の指定	調査費二分の一以内

◎農林省告示第四百五十六号
昭和二十三年十一月農林省告示第二百五十三号（山梨県禁猟区設置に関する件）で告示した禁猟区のうち、次の区域を解除した。
昭和二十六年十二月二十一日
農林大臣 根本龍太郎

禁猟区を解除する区域
一、山梨県南都留郡富士吉田市地内、県道吉田御殿場線と県道大月停車場富士線の交点を基点とし、これから県道大月停車場富士線を経て中之茶屋に至り、同所から北口胎内道を経て富士県営軌道に沿い旭平に至り、鳴沢村外四ヶ村採草地と県有地の境界を西に進み勝山村大字大田和部落から天神峠に至る道路に達し、同道路に沿つて約一、五〇〇メートル北方に進み同道路と軽水外十字県有林界の交点から西に進み村道絶頭道に至り、同道路に沿つて北に進み県道吉田精進線に至り、同所から同県道に沿つて基点に至る線に囲まれた一円の区域
二、山梨県西八代郡上九一色村地内、県道甲府大宮線と静岡、山梨両県界との交点を基点とし、これから同県道を北東に進み字割石逢坂林道基点に至り、同林道に沿つて東南に進み字佃山字逢坂境で県有地界に達し、同県有地界に沿つて南東に進み鳴沢村村界に至り、同村界を西南に進み静岡、山梨県界に達し、これから同県界に沿い基点に至る線に囲まれた一円の区域
三、神奈川、山梨県界の三国峠を基点とし、これから中野村平野に至る道路に沿い西北に進み、県道平野御殿場線に達し、同道路に沿い北に進み平野部落に至り、県道山中中野線に沿い山伏峠に達し同所から道志村、中野村両村界を東に進み、神奈川、山梨県界に達し、これから同県界に沿つて南に進み基点に至る線に囲まれた一円の区域

◎農林省告示第四百五十七号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二條の規定により昭和二十六年十月二十九日附をもつて左記農薬を登録し登録票を交付した。
昭和二十六年十二月二十一日
農林大臣 根本龍太郎

登録番号	農薬の種類及び名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
二三五	BHCくん蒸剤 ガンマーヘキサン錠	京都府宇治市薬華九十六 岡化学研究所 代表者 岡 亀助
二三六	液体松脂合剤	静岡市春日町二丁目九三 株式会社伴野農薬製造所 取締役社長 伴野銀太郎
二三七	液体松脂合剤	静岡市春日町二丁目九三 株式会社伴野農薬製造所 取締役社長 伴野銀太郎
二三八	BHC水和剤 トアゾール（水和剤五）	東京都港区芝田村町二丁目八 会社 東亜合成化学工業株式会社 取締役社長 永滝松之輔
二三九	BHC水和剤 トアゾール（水和剤十）	〃
二四〇	TMTO デユポン「アラサン」種子消毒保護剤	神戸市生田区元町二丁目八 一昭和ビル アメリカ農薬輸入株式会社 取締役社長 榊原正治
二四一	ワルファリン殺そ剤「デスモア」	大阪市東区高麗橋四丁目一〇 取締役 島貿易株式会社 代表 島田 勝
二四二	生石灰 長工別製生石灰	滋賀県坂田郡東黒田村大字長岡一七八〇 取締役社長 長田辺春吉
二四三	生石灰 農薬用生石灰（繊入）	栃木市河合町八六一 田政礦業株式会社 取締役社長 田村政太郎
二四四	生石灰 生石灰	茨城県久慈郡坂本村石名坂一三一四 赤津嘉文

◎通商産業省告示第二百九十七号
昭和二十五年三月通商産業省告示第三十九号（鉱工業品の品目指定の公表に関する件）、同年同月通商産業省告示第四十一号（セメントがわら等の表示様式に関する件）および同年六月通商産業省告示第八十二号（帯鋼等の表示様式に関する件）の一部をそれぞれ次のように改正する。
昭和二十六年十二月二十一日
通商産業大臣 高碕龍太郎

一、昭和二十五年三月通商産業省告示第三十九号および第四十一号中「輸出品外装用段ボール箱」を「段ボールおよび段ボール箱（外装用段ボール箱に限る。）」に改める。
二、昭和二十五年六月通商産業省告示第八十二号の六包装用防湿剤の第一項中「一気密容器ごと」を「一容器ごとに」に改める。

◉通商産業省告示第二百九十八号

工業標準化法施行規則（昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）第六十四條、第六十四條ノ二第二項および第六十五條第二項の規定により、次のように、指定商品を公表し、その指定商品の表示許可申請書および表示の様式等を定める。

昭和二十六年十二月二十一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

表示

指定品目	表示場所（見やすいところに）	表示方法	表示内容
二硫化炭素	容器ごと	証紙をはる。	（日本工業規格番号） （日本工業規格による種類） ㊒（許可番号） （製造年）月 （製造業者名（または略号））
四塩化炭素			
亜硫酸塩（無水亜硫酸ソーダ・チオ硫酸ソーダ・結晶亜硫酸ソーダに限る。）	包装ごと		
硫酸アルミニウム			
硝酸アンモニウム			

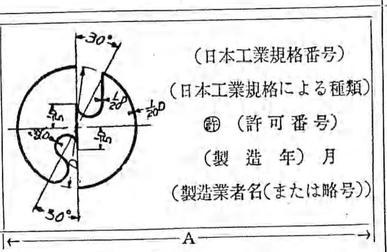

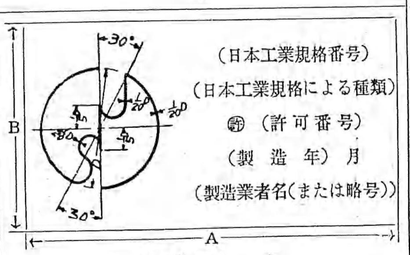

これらの品目に関する表示許可申請書の様式等は昭和二十六年十一月通商産業省告示第二百八十号の様式等と同じ。

◉通商産業省告示第二百九十九号

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十三号（輸入に関する事項の公表（第四十五回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月十四日から適用する。

昭和二十六年十二月二十一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

ふすまの欄の下に次の欄を加える。

211—0110	キャトルソン（硫黄）	500,000	3 スターリングを決済通貨とする場合または決済地定を決済地とする場合は1	
211—0120	ハンプアロイド	×	300,000	1
211—0300	ジープスキンおよびリートスキン	×		
211—0400			100,000	1

指定品目	表示場所（見やすいところに）	表示方法	表示内容
点火プラグ（自動車用・陸用内燃機関用に限る。）	製品ごと	刻印（または消えにくい方法で書く。）	（D—3 mm 以上）
	包装または容器ごと	消えにくい方法で書く。	日本工業規格による種類 許可番号 製造業者名（または略号）
	製品ごと（発電機に）	銘板をつける（またはその他の落ちにくい方法）	（D—6 mm 以上）
発電ランプ（自転車用に限る。）			（D—6 mm 以上） 製造業者名（または略号）

◉郵政省告示第五百二号

昭和二十六年十月郵政省告示第四百十四号（外国郵便為替に適用する外国貨幣換算割合の件）の一部を次のように改める。

昭和二十六年十二月二十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

第二号中「一、〇〇三円六六銭」を「九九八円四〇銭」に改める。

◉電気通信省告示第二百六十三号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月一日から、次の地方電気通信取扱局を設置した。

なお、下記の郵便局における電気通信業務の取扱を廃止するとともに、その事務は、頭書の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十六年十二月二十一日

地方電気通信取扱局

名称	位置	管理所	通信部
那珂湊電報電話局	茨城県那珂郡那珂湊町	水戸	茨城
柿崎電報電話局	新潟県中頸城郡柿崎町	直江津	新潟
気賀電報電話局	静岡県引佐郡気賀町	浜松	静岡
内子電報電話局	愛媛県喜多郡内子町	八幡浜	愛媛
安芸電報電話局	高知県安芸郡安芸町	安芸	高知
松橋電報電話局	熊本県下益城郡松橋町	熊本	熊本
神崎電報電話局	佐賀県神崎郡神崎町	佐賀	佐賀
出水電報電話局	鹿児島県出水郡出水町	川内	鹿児島
三春電報電話局	福島県田村郡三春町	郡山	福島
楯岡電報電話局	山形県北村山郡楯岡町	山形	山形
鷹巣電報電話局	秋田県北秋田郡鷹巣町	大館	秋田
扇田電報電話局	秋田県北秋田郡扇田町	大館	秋田
千歳電報電話局	北海道千歳郡千歳町	札幌	札幌
苫別電報電話局	北海道空知郡苫別町	滝川	札幌

名称	位置	承継局
気賀電気通信施設区	静岡県引佐郡気賀町	気賀電報電話局

◉電気通信省告示第二百六十四号

次の地方電気通信取扱局は、昭和二十六年十一月三十日限り廃止した。但し、その事務は、下記の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十六年十二月二十一日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	承継局
安芸電気通信施設区	高知県安芸郡安芸町	安芸電報電話局
松橋電気通信施設区	熊本県下益城郡松橋町	松橋電報電話局
出水電気通信施設区	鹿児島県出水郡出水町	出水電報電話局
三春電気通信施設区	福島県田村郡三春町	三春電報電話局
楯岡電気通信施設区	山形県北村山郡楯岡町	楯岡電報電話局
鷹巣電気通信施設区	秋田県北秋田郡鷹巣町	鷹巣電報電話局
北海道電気通信施設区	北海道千歳郡千歳町	千歳電報電話局

◉電気通信省告示第二百六十五号

昭和二十六年十月電気通信省告示第二百十二号（国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限）の一部を次のように改める。

昭和二十六年十二月二十一日

電気通信大臣　佐藤　栄作

ASIA（アジヤ地方）の部のKorean Republic（韓国）の項中第三号を次のように改める。

3　暗語電報は、政府電報のほかは取り扱わない。

EUROPE（ヨーロッパ地方）の部の次に、次の部を加える。

OCEANIA（大洋洲地方）

Guam（グァム）

返信料前納電報は、取り扱わない。

Marshall Islands（マーシャル群島）

Nauru（ナウル）

返信料前納電報は、取り扱わない。

Midway（ミッドウェー）

1　電報は、Honolulu（ホノルル）におけるCivil Aeronautics Administration（民間航空庁）に伝送される。

2　電報は、緊急の内容を有するものに限って取り扱う。

3　返信料前納電報は、取り扱わない。

AFRICA（アフリカ地方）の部のEgypt（エジプト国）の項中第三号を次のように改める。

3　暗語電報は、実に掲げるものに限って取り扱う。

(1)　一大使館又は公使館とその政府との間に発着するもの。

(2)　同じ政府に属する大使館又は公使館相互の間に発着するもの。

(3)　National Bank of Egypt（エジプト国立銀行）と海外にあるその所在員又は局との間に発着するもので、特別の暗語書によって記載したもの。

(4)　暗語の使用を許された Alexandria（アレクサンドリア）の輸出会社から発するもの。

正誤

昭和二十六年十二月十三日総理府告示第三百九十二号村の境界変更中

頁	段	行	誤	正
二二九	三	二	内四歩	二歩内四畝二歩

同月十九日総理府告示第三百九十九号連合国財産の指定中

三六二	下	四十七坪二合五勺	四十八坪二合五勺

総理府官報報告主任

昭和二十六年十二月十七日公布法律第三百十三号水産資源保護法中次の通り誤植

頁	段	行	誤	正
三一三	一	三	收況	状況

叙任及び辞令

○文部省

◉昭和二十六年十一月一日

文部教官　大志万準治

文部事務官に兼ねて任命する

（各通）

文部教官に任命する

鮫島実三郎　岡村　精一

◉昭和二十六年十一月十六日

文部教官に任命する

本間　幸作

◉昭和二十六年十二月一日

文部教官に任命する

大泉　充郎　厚生技官　植木　寺明　花井　益一　泉川　清

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十二月六日

釘本　久春　文部事務官に任命する

文部教官　金武　正躬　岡山大学講師を免ずる（八月三十一日）

同　鳴海　裕　静岡大学助教授に補する（十月十六日）

文部事務官　大志万準治　社会教育局社会教育施設課勤務を命ずる

文部教官　鮫島実三郎　埼玉大学教授に補する

同　中尾　喜久　東京大学助教授に補する

同　岡村　精一　東京農工大学助教授に補する（以上十一月一日）

同　佐藤　久次　室蘭工業大学附属図書館長を免ずる

同　亀島　泰治　電気通信大学図書館長に補する

女部事務官　佐藤　房蔵　鳥取大学施設課長事務取扱を命ずる（以上十一月十五日）

文部教官　鷲山第三郎　室蘭工業大学附属図書館長に補する

竹野谷仁重　埼玉大学教授に補する

同　鱒淵　昇　埼玉大学助教授に補する

同　本間　幸作　富山大学教授に補する

同　近藤　敏行　広島大学助教授に補する

同　中島　義人　佐賀大学講師に補する（以上十一月十六日）

同　田久保実太郎　京都大学評議員を命ずる

同　新家　浪雄　京都大学評議員を免ずる

同　千潟　龍祥　九州大学長事務代理を免ずる（以上十一月二十一日）

同　大泉　充郎　（各通）

同　上山　弘　東北大学助教授に補する

新潟大学新潟医科大学助教授に補する　同　笹井益二
宮山大学教授に補する　同　泉川渭
金沢大学教授に補する（以上十二月二日）　同　西村栄一
大臣官房渉外ニネスコ課長に補する　文部事務官　釘本久春
願により本官を免ずる（以上十二月六日）

○農林省

東京農地事務局建設部長を命ずる　農林技官　山根登一郎
京都農地事務局建設部長を命ずる　同　下川善之
岡山農地事務局建設部長を命ずる　同　白木稔
東京農地事務局建設部長事務取扱を免ずる（以上十二月六日）　農林事務官　久保吉蔵

○海上保安庁

◉昭和二十六年十一月二十六日
一等海上保安正に叙する　海上保安官　田崎秀夫
◉昭和二十六年十二月一日
一等海上保安正に叙する　海上保安官　林武男
◉昭和二十六年十二月十六日
一等海上保安官に任命する　運輸技官　鷹野義男
一等海上保安正に叙する　同　鷹野義男
第九管区海上保安本部総務部長を命ずる　海上保安官　井上弘
第一管区海上保安本部総務部水路業務部長を命ずる　同　水品政雄
第九管区海上保安本部総務部長事務取扱を免ずる（以上十二月七日）　同　森武
第一管区海上保安本部海事検査部副部長を命ずる　同　林武男
第二管区海上保安本部航海補給部長事務取扱を免ずる（以上十二月十六日）　同　太田垣虎雄
小松島海上保安部長心得同港長心得兼務を命ずる（以上十二月十一日）　同　加藤丈夫
鹿合部土務課長を命ずる　同　藤野義男
鹿合部土務課長事務取扱を免ずる　同　横尾健一
鹿合部土務課長事務取扱を免ずる　同　森武
第一管区海上保安本部総務部長を命ずる　同　横尾健一
第一管区海上保安本部航海補給部長事務取扱を免ずる　同　太田垣虎雄
第二管区海上保安本部航海補給部長を命ずる　同　川崎立太

○経済安定本部

◉昭和二十六年十二月十六日
経済安定事務官に任命する　運輸技官兼運輸事務官　馬場靖文
経済調査官　森浩
務仙台管区経済局建設部建築第一課長事務取扱を命ずる　同　北目三迪
十願により本官を免ずる（以上十二月三日）
貿易局計画第二課長を免ずる　同　馬場靖文
貿易局計画第二号係を命ずる　経済安定事務官　馬場靖文
貿易局総務部長を命ずる（以上十二月十六日）　同　川崎立太

官庁事項

○内閣

◉内閣は、財政法第四十六条第二項の規定によつて、昭和二十六年度第1・4半期中における予算使用の状況を次のとおり報告する。

予算使用の状況　（昭和26年度第1・4半期大蔵省調査）

昭和26年度一般会計第1.4半期（昭和26年度4月より6月まで）中における収納歳入額は、
125,149,427千円
であつて、これに対して
支出済歳出額は、　129,838,423千円
であるから
支出済歳出額が収納済歳入額を超過すること　4,688,996千円
である。
この超過額については、国庫内における、各特別会計を含む国庫の余裕金をもつて賄つた。
前記収納済歳入額　125,149,427千円
を歳入予算額　657,420,747千円
に比べると　532,271,320千円
の歳入予算額に対する未収額となり
また支出済歳出額　129,838,423千円
を歳出予算現額　700,416,337千円
に比べると　570,577,914千円
の予算額となる。

以上の詳細は別表第一に掲げ、なお、昭和26年度第1・4半期末における特別会計の予算使用の状況、および政府関係機関の予算使用の状況を、それぞれ別表第二、別表第三に掲げる。

別表第一

一般会計　昭和26年度第1・4半期予算使用状況

（単位千円）

歳入 科目	歳入予算額	収納済歳入額 第1・4半期分	予算額に対する未収額(△)
租税及印紙収入	444,504,000	102,582,000	△ 341,922,000
官業及官有財産収入	151,459,091	12,934,278	△ 138,524,813
雑収入	41,903,633	9,633,148	△ 32,270,490
前年度剰余金	19,554,018	0	△ 19,554,018
合計	657,420,747	125,149,427	△ 532,271,320

備考　千円以下は切り捨てた。

歳出 科目	歳出予算現額	支出済歳出額 第1・4半期分	予算残額
皇室費	144,712	26,620	118,092
国会費	1,961,334	364,182	1,597,152
裁判所費	5,942,115	1,130,256	4,811,859
行政部費	55,482,005	10,050,641	45,431,364
司法及警察費	46,275,614	11,796,982	34,478,632
教育文化費	27,778,643	4,135,915	23,642,728
社会及労働施設費	47,276,467	9,288,782	37,987,685
保健衛生費	12,176,761	1,615,210	10,561,551
産業経済費	95,226,462	10,187,544	85,038,918
公共事業費	100,640,828	8,838,340	91,882,488
価格調整費	30,262,310	238,442	30,023,868
地方財政費	110,038,670	41,296,675	63,741,995
年金及恩給費	7,173,963	1,133,505	6,040,463
出資及投資	15,721,415	7,280,000	8,441,415
国債費	20,969,951	1,919,155	19,059,796
終戦処理費	121,227,089	20,437,549	100,789,540
特殊財産処理費	476,091	25,237	450,854
賠償施設処理費	520,767	77,904	442,863
解除物件処理費	123,630	4,527	119,103
予備費	997,500	0	997,500
合計	700,416,337	129,838,423	570,577,914

備考　千円以下は切り捨てた。

別表第二

特別会計　昭和26年度第1・4半期予算使用状況

（単位千円）

会計名	予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 第1・4半期分	歳入予算額に対する未収額(△)又は歳出予算残額
外国為替資金			
歳入	1,705,906	32,130	△ 1,673,776
歳出	1,705,906	38,530	△ 1,667,376
解散団体財産収入金			
歳入	208,334	16,735	△ 191,599
歳出	208,334	1,798	206,536
造幣庁			
歳入	2,370,341	702,723	△ 1,667,618
歳出	2,380,403	567,215	1,813,188
印刷庁			
歳入	4,053,052	741,546	△ 3,311,506
歳出	4,133,632	757,488	3,376,144
資金運用部			
歳入	16,027,722	1,517,121	△ 14,510,601
歳出	16,027,722	1,177,202	14,910,520
国債整理基金			
歳入	201,201,193	133,324,486	△ 67,876,707
歳出	204,398,130	131,644,272	72,753,858
貴金属			
歳入	5,277,222	1,469,584	△ 3,807,638
歳出	5,277,222	1,220,362	4,056,860
財産税等収入金			
歳入	2,711,656	138,154	△ 2,573,502
歳出	2,731,136	18,915	2,712,221
米国対日援助見返資金			
歳入	119,417,000	96,987,152	△ 22,429,848
歳出	193,640,866	15,213,917	178,426,949
厚生保険			
健康勘定			
歳入	18,230,576	1,836,026	△ 16,394,550
歳出	18,230,576	3,762,998	14,467,578
年金勘定			
歳入	15,505,325	1,672,155	△ 13,833,170
歳出	2,009,221	541,332	1,467,889
業務勘定			
歳入	2,272,483	388,521	△ 1,883,962
歳出	2,272,483	248,349	2,024,134
船員保険			
歳入	2,164,857	253,424	△ 1,911,433
歳出	1,710,847	385,988	1,324,859
国立病院			
歳入	4,427,614	1,040,922	△ 3,386,692
歳出	4,428,531	882,071	3,546,460
食糧管理			
歳入	556,344,625	103,829,937	△ 452,514,688
歳出	575,004,597	187,033,806	387,970,791
農業共済再保険			
再保険金支拂基金勘定			
歳入	2,504,500	807,000	△ 1,697,500
歳出	2,504,500	667,000	1,837,500
農業勘定			
歳入	8,011,449	727,935	△ 7,283,514
歳出	8,011,449	685,039	7,326,410
家畜勘定			
歳入	1,036,180	56,907	△ 979,273
歳出	1,036,180	349,545	686,635
業務勘定			
歳入	24,387	7,443	△ 16,944
歳出	24,387	3,851	20,536
森林火災保険			
歳入	78,971	25,019	△ 53,952
歳出	78,971	1,661	77,310
漁船再保険			
歳入	310,282	52,711	△ 257,571
歳出	310,282	30,320	279,962
自作農創設特別措置			
歳入	2,056,733	292,899	△ 1,763,834
歳出	2,056,733	73,399	1,983,334
開拓者資金融通			
歳入	1,665,814	577,097	△ 1,088,717
歳出	1,665,814	358,857	1,306,957
農林漁業資金融通			
歳入	6,189,932	2,006,008	△ 4,183,924
歳出	6,189,932	1,901,596	4,288,336
国有林野事業			
歳入	14,430,820	3,016,240	△ 11,414,580
歳出	14,731,925	2,896,684	11,835,241

第7487号　昭26.12.21.

国営競馬				
投票券勘定				
歳入	4,902,810	2,498,605	△	2,404,205
歳出	4,913,398	2,267,086		2,646,312
業務勘定				
歳入	1,327,384	455,543	△	871,841
歳出	1,327,384	343,664		983,720
アルコール専売事業				
歳入	3,913,005	963,305	△	2,949,700
歳出	3,145,566	604,789		2,540,777
米国対日援助物資等処理				
歳入	68,549,154	13,793,513	△	54,755,641
歳出	68,549,154	6,431,225		62,117,929
輸出信用保険				
歳入	1,449,501	1,015,995	△	433,506
歳出	1,449,501	151,090		1,298,411
特別鉱害復旧				
歳入	383,111	387,666		4,555
歳出	383,111	164,727		218,384
中小企業信用保険				
歳入	1,974,288	1,504,261	△	470,027
歳出	1,974,288	508		1,973,780
緊要物資輸入基金				
歳入	75,066	10	△	75,056
歳出	75,066	1,189		73,877
郵政事業				
歳入	57,064,245	12,995,288	△	44,068,957
歳出	58,014,678	11,282,062		46,732,616
郵便貯金				
歳入	11,653,033	1,100,000	△	10,553,033
歳出	11,653,033	535,156		11,117,877
簡易生命保険及郵便年金				
保険勘定				
歳入	41,865,300	6,614,094	△	35,251,206
歳出	21,475,548	5,705,763		15,769,785
年金勘定				
歳入	501,160	54,314	△	446,846
歳出	392,847	15,614		377,233
電気通信事業				
歳入	62,151,683	12,745,946	△	49,405,737
歳出	69,563,875	10,045,401		59,518,474
労働者災害補償保険				
歳入	10,999,153	3,730,374	△	7,268,779
歳出	10,999,153	3,161,169		7,837,984
失業保険				
歳入	20,716,314	3,914,717	△	16,801,597
歳出	20,716,314	4,155,486		16,560,828
合計				
歳入	1,275,752,181	413,293,522	△	862,458,659
歳出	1,345,402,700	395,267,144		950,135,556

備考　千円以下は切り捨てた。

別表第三

政府関係機関　昭和26年度第1・4半期予算使用状況

機関名	予算現額	収納済歳入額(収入額)又は支出済歳出額(支出額)第1・4半期分	歳入(収入)予算額に対する未収額(△)及び歳出(支出)予算残額
日本専売公社			
歳入	168,410,627	44,537,770	△ 123,872,857
歳出	55,324,079	10,227,500	45,096,579
日本国有鉄道			
歳入	232,116,036	39,860,048	△ 192,255,988
歳出	232,116,036	43,772,958	188,343,078
価格調整公団			
収入	1,644,833	3,184,793	1,539,955
支出	2,796,643	1,995,935	800,708
食糧配給公団			
収入	5,687,232	10,954,556	5,267,324
支出	12,797,052	8,445,727	4,351,325
肥料配給公団			
収入	8,363,498	4,622,206	△ 3,741,292
支出	8,363,498	2,794,810	5,568,688
油糧・砂糖配給公団			
収入	10,665,128	5,284,911	△ 5,380,217
支出	10,665,128	3,903,371	6,761,757
産業復興公団			
収入	1,130,335	1,666,100	535,765
支出	1,130,335	734,912	395,423
鉱工品貿易公団			
収入	3,470,077	4,401,323	931,246
支出	3,470,077	3,383,909	86,168
繊維貿易公団			
収入	2,897,988	1,171,160	△ 1,726,828
支出	2,897,988	1,113,796	1,784,192
復興金融金庫			
収入	13,871,945	12,351,846	△ 1,520,099
支出	13,871,945	10,741,953	3,129,987
国民金融公庫			
収入	510,266	112,634	△ 397,632
支出	510,266	69,234	441,032
住宅金融公庫			
収入	1,072,796	128,329	△ 944,467
支出	493,111	36,216	456,895
日本輸出銀行			
収入	712,586	105,133	△ 607,448
支出	187,843	12,170	175,673
商船管理委員会			
収入	3,790,308	519,173	△ 3,271,135
支出	3,790,308	814,624	2,975,684
持株会社整理委員会			
収入	98,428	26,927	△ 71,501
支出	98,428	16,791	81,637
閉鎖機関整理委員会			
収入	617,206	133,605	△ 483,601
支出	617,206	122,436	494,770
証券処理調整協議会			
収入	26,051	4,398	△ 21,653
支出	26,051	5,177	20,874
連合国軍人等住宅公社			
収入	544,272	529,221	△ 15,051
支出	544,272	64,351	479,921
日本開発銀行			
収入	526,666	1,925	△ 524,741
支出	125,179	5,621	119,558
合計			
歳(収)入	456,156,283	129,596,068	△ 326,560,215
歳(支)出	349,825,445	88,261,503	261,563,942

備考　千円以下は切り捨てた。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第348号

身体障害者に対する旅客運賃の割引方（昭和25年2月日本国有鉄道公示第20号）の一部を次のように改正する。

昭和26年12月21日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月21日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第349号

昭和26年12月25日から中央本線龍王・韮崎間、横黒線黒沢・相野々間、左沢線及び船川線追分・二田間に次の停車場を設置する。

停車場、所在地、取扱範囲その他は、次の通りとする。

昭和26年12月21日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　中央本線龍王・韮崎間

イ　停車場名、所在地及びキロ程

龍王・塩崎間		4.1	キロメートル
塩崎（しおざき）	山梨県北巨摩郡塩崎村大字下今井		
塩崎・韮崎間		4.3	〃

ロ　取扱範囲　旅客、手荷物及び小荷物　但し、配達の取次はしない。

2　横黒線黒沢・相野々間

イ　停車場名、所在地及びキロ程

黒沢・小松川間		5.3	キロメートル
小松川（こまつがわ）	秋田県平鹿郡山内村大字小松川		
小松川・相野々間		3.8	〃

ロ　取扱範囲　横黒線及び奥羽本線新庄・秋田間の各停車場に発着する旅客に限り取り扱う。

3　左沢線

イ　停車場名、所在地及びキロ程

北山形（奥羽本線既設停車場）			
北山形・東金井間		3.1	キロメートル
東金井（ひがしかない）	山形県東村山郡金井村大字陳場		
東金井・羽前山辺間		3.4	〃
羽前山辺（既設停車場）			
羽前山辺・羽前金沢間		3.0	〃
羽前金沢（もがみかなざわ）	同県同郡豊田村大字金沢		
羽前金沢・羽前長崎間		1.5	〃
羽前長崎（既設停車場）			
羽前長崎・南寒河江間		2.5	〃
南寒河江（みなみさがえ）	同県西村山郡寒河江町大字島		
南寒河江・寒河江間		1.9	〃
寒河江（既設停車場）			
寒河江・西寒河江間		1.0	〃
西寒河江（にしさがえ）	同県同郡同町大字寒河江		
西寒河江・羽前高松間		2.9	〃
羽前高松（既設停車場）			
羽前高松・柴橋間		3.0	〃
柴橋（しばはし）	同県同郡柴橋村大字松川		
柴橋・左沢間		2.0	〃
左沢（既設停車場）			

ロ　取扱範囲　東北本線仙台、仙山線楢山・山寺間、奥羽本線米沢・新庄間及び左沢線各停車場に発着する旅客に限り取り扱う。

4　船川線追分・二田間

イ　停車場名、所在地及びキロ程

追分・出戸浜間		5.1	キロメートル
出戸浜（でとはま）	秋田県南秋田郡天王町大字北野		
出戸浜・二田間		5.3	〃

ロ　取扱範囲　旅客、手荷物及び小荷物。但し、配達の取次はしない。

◉日本国有鉄道公示第350号

昭和26年12月28日から関西本線島ヶ原・大河原間に次の停車場を設置して、旅客、手荷物、小荷物及び同停車場に接続する専用線に発着する車扱貨物の取扱を開始する。但し、手荷物及び小荷物の配達の取次はしない。

昭和26年12月21日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

島ヶ原・月ヶ瀬口間		3.0	キロメートル
月ヶ瀬口（つきがせぐち）	京都府相楽郡大河原村大字北大河原		
月ヶ瀬口・大河原間		4.0	〃

第7487号
昭26.12.21.
P.440

昭26.12.21. 第7487号

法務府公告

○押收物還付公告

十日町区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二号（上村貞次食糧管理法違反事件）

一、米等換価金　五百十一円

○同押第一号（上村正同）

一、同　八百三円

一、同　千八十八円

一、同　千九十五円

一、同　一万一千七百九十八円

一、同　二千百三円

一、同　一千八百八十四円

一、同　二千二十円

一、同　一千六百五十七円

一、同　二百十四円

一、同　三千七百九十円

○同押第二号（吉田正夫同）

一、同　一千三百八十七円

○同押第三号（吉田勇同）

一、同　一千四百八十四円

○同押第四号（古谷佐七同）

一、同　一千二百五十七円

○同押第五号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第六号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第七号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第八号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第九号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一〇号（豊田文夫同）

一、同　七十七円

○同押第一一号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一二号（古田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一三号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一四号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一五号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一六号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一七号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一八号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一九号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第二〇号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第二一号（古田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第二二号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第二三号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第二四号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第二五号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第二六号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第二七号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第二八号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第二九号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第三〇号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第三一号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第三二号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第三三号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第三四号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第三五号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第三六号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第三七号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第三八号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第三九号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第四〇号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第四一号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第四二号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第四三号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第四四号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第四五号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第四六号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第四七号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第四八号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第四九号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第五〇号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第五一号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第五二号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第五三号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第五四号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第五五号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第五六号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第五七号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第五八号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第五九号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第六〇号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第六一号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第六二号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第六三号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第六四号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第六五号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第六六号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第六七号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第六八号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第六九号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第七〇号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第七一号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第七二号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第七三号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第七四号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第七五号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第七六号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第七七号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第七八号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第七九号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第八〇号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第八一号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第八二号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第八三号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第八四号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第八五号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第八六号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第八七号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第八八号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第八九号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第九〇号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第九一号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第九二号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第九三号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第九四号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第九五号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第九六号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第九七号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第九八号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第九九号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一〇〇号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一〇一号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一〇二号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一〇三号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一〇四号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一〇五号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一〇六号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一〇七号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一〇八号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一〇九号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一一〇号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一一一号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一一二号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一一三号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一一四号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一一五号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一一六号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一一七号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一一八号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一一九号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一二〇号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一二一号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一二二号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一二三号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一二四号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一二五号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一二六号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一二七号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一二八号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一二九号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一三〇号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一三一号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一三二号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一三三号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一三四号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一三五号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一三六号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一三七号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一三八号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一三九号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一四〇号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一四一号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一四二号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一四三号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一四四号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一四五号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一四六号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一四七号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一四八号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一四九号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一五〇号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一五一号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一五二号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一五三号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一五四号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一五五号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一五六号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一五七号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一五八号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一五九号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一六〇号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一六一号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一六二号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一六三号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一六四号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一六五号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一六六号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一六七号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一六八号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一六九号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一七〇号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一七一号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一七二号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一七三号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一七四号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一七五号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一七六号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一七七号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一七八号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一七九号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一八〇号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一八一号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一八二号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一八三号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一八四号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一八五号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一八六号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一八七号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一八八号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一八九号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一九〇号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第一九一号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第一九二号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第一九三号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第一九四号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第一九五号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第一九六号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第一九七号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第一九八号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第一九九号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第二〇〇号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第二〇一号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第二〇二号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第二〇三号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第二〇四号（宮沢信治同）

一、同　一千八十七円

○同押第二〇五号（和久井守同）

一、同　一千六十五円五十銭

○同押第二〇六号（小野田豊春同）

一、同　一千百三十八円十二銭

○同押第二〇七号（町田豊次郎同）

一、同　一千四百二十四円

○同押第二〇八号（小山文平同）

一、同　七十七円

○同押第二〇九号（山家寅太郎同）

一、同　五百五十二円

○同押第二一〇号（吉田勇同）

一、同　二千二十円

○同押第二一一号（古谷佐七同）

一、同　一千六百五十七円

○同押第二一二号（宮沢正雄同）

一、同　一千二百十四円

○同押第二一三号（竹内正同）

一、同　九百九十一円二十二銭

○昭和二十六年押第三四号（美代沢佐之助同）

一、同　千七百五十五円

○同押第一号（菊池重雄同）

一、同　千百六十八円

○同押第二号（国見高枝同）

一、同　九百九十一円七十銭

○同押第三号（佐々木養雄同）

一、同　二百六十七円

○同押第四号（山本とき同）

一、同　四百三十一円

○同押第五号（文達玉同）

一、同　千六十六円

○同押第六号（渉部伝三郎同）

一、同　百三十三円

○同押第七号（野口儀一同）

一、同　二百四十八円三十銭

○同押第八号（大利淳子同）

一、同　二百七十七円

○同押第九号（鈴木稲三郎同）

一、同　五百十四円

○同押第一〇号（小林福次郎同）

一、同　千百十四円

○同押第一一号（桜井テル同）

一、同　千五十円

○同押第一二号（大野光一同）

一、同　九百四十四円

○同押第一三号（森一郎同）

一、木箱　一ケ

○同押第一四号（同）

一、木箱　二ケ

○同押第一五号（三上大祐同）

一、ボール箱　三ケ

一、麻袋　二枚

一、蔬菜　一枚

○同押第一六号（北村某同）

一、換価金　二千四十九円

○同押第一七号（高橋清治同）

一、麻袋　三枚

一、蔬菜　一ケ

○同押第一八号（村松哲郎同）

一、木箱　一ケ

一、綿袋　二枚

一、蔬菜　一ケ

○同押第一九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一号（同）

一、布袋　二枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三号（竹内正同）

一、布袋　一枚

一、洋傘　一本

○同押第二四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第三九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第四九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第五九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第六九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第七九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第八九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第九九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一〇九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一一九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一二九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一三九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一四九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一五九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一六九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一七九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一八九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第一九九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二〇九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二一九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二二九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二三九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二四九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二五九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二六九号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七〇号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七一号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七二号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七三号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七四号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七五号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七六号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七七号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七八号（同）

一、布袋　一枚

一、風呂敷　一枚

○同押第二七九号（同）

一、布袋　一枚

昭26.12.21. 第7487号

○同押第七二五号（同）
換価金　六百六十二円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第七二六号（同）
換価金　七百五十七円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第七二七号（同）
換価金　七百十円
二、手提箱　一個
三、袋　三枚
○同押第七二八号（同）
換価金　八百九十九円
二、袋　一枚
○同押第七二九号（同）
換価金　六百六十二円
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同押第七三〇号（同）
換価金　四百四十八円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三一号（同）
換価金　三百十四円
二、袋　一枚
○同押第七三二号（同）
換価金　八百七十五円
二、風呂敷　四枚
三、袋　三枚
○同押第七三三号（同）
換価金　六百十五円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三四号（同）
換価金　三百五十九円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三五号（同）
換価金　一個
二、かご　一個
三、風呂敷　一枚
四、袋　二枚
○同押第七三六号（同）
換価金　一円四十二円
二、袋　一枚
○同押第七三七号（同）
換価金　五百三十八円
二、袋　一枚
○同押第七三八号（同）
換価金　四百四円
二、袋　一枚
○同押第七三九号（同）
換価金　二百六十円
二、袋　一枚
○同押第七四〇号（同）
換価金　八百四円
二、手提箱　二個
三、袋　三枚

大蔵省公告

○在外会社の在外店舗所有記名証券一覧表の承認

旧日本領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第五條第一項の規定に基き、在外会社の在外店舗所有記名証券一覧表を次の通り承認したから、同條第五項の規定により公告する。

昭和二十六年十二月二十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一、勝屋証券株式会社所有
帝国石油株式会社発行株式
一株の金額　五十円（全額拂込）
五十株券
記号番号　波丙第二一九〇号から波丙第二二六二号から波丙第二二六四号まで
朝鮮米穀倉庫株式会社所有
辰馬汽船株式会社発行株式
一株の金額　五十円（全額拂込）
千株券　一枚
記号番号　ほ甲第一五号
百株券　九枚
記号番号　ほ乙第一四号からほ乙第二二号まで
十株券　二枚
記号番号　ほ丙第一八号、ほ丙第一九号
一株券　五枚
記号番号　ほ丁第六号からほ丁第一〇号まで

通商産業省公告

○くず化物件指定公告

臨時鉄くず資源回収法（昭和二十四年法律第百七十二号）第二條第一項に基き昭和二十六年七月十日附で次の物件をくず化物件として指定したから同條第三項に基き公告する。

一、指定番号　東第八十八号
二、物件の名称　機械
三、所在地　東京都葛飾区青砥町一の一六六
四、所有者名　大日本機械工業株式会社

裁判所公告（●印は新掲）

○禁治産宣告

●昭和二十六年(家)第八六八号

本籍並びに住所神奈川県横須賀市長井町四千七百五十四番地
申立人　浜田ミサ子
大正十三年四月十日生
本籍並びに住所右に同じ
事件本人　浜田　亀蔵
大正十三年二月十一日生

右事件本人に対し当家庭裁判所は昭和二十六年十二月十二日禁治産を宣告した。

昭和二十六年十二月十七日

横浜家庭裁判所横須賀支部

○公示催告

●昭和二十六年(ヘ)第二号

佐賀市唐人町一一五番地
申立人　株式会社佐賀興業銀行
取締役頭取　松尾　将一
右代理人　川井　光
証書の重要なる趣旨
一、政府小切手　一葉
金額　金三千六百円也
番号　EH八五二四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五二五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五二六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五二七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五二八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五二九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五三九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五四九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五五九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五六九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五七九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五八九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八五九九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六〇九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六一九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二四
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二五
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二六
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二七
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二八
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六二九
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六三〇
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六三一
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六三二
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官吏小切手（持参人拂）
一、政府小切手　一葉
金額　金二千百九十六円也
番号　EH八六三三
振出日　昭和二十六年六月二十三日
振出人　国家地方警察東杵島地区署資金前渡官吏国家地方警察警視石田豊次
支拂場所　当行日本銀行武雄代理店
種類　出納官

○失踪宣告取消

㊙本籍新潟市東湊町通一ノ町二五八七番地、住所土浦市三一五番地木村幸之方 明治二十九年五月二十四日生 申立人 木村ミサヲ

昭和十九年一月十日新潟区裁判所が申立人を失踪者として宣告した判決はこれを取消す。

昭和二十六年十二月四日 水戸家庭裁判所土浦支部

会社その他の公告

解散公告(第三回)

当会は昭和二十六年三月二十八日の評議員会の決議により解散しましたので当会に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目二番地 恩賜財団 同胞援護会

清算人 桜井安右衛門

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十月七日社員総会の決議により解散致しました当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

愛知県半田市字荒古二百七十番地 有限会社万屋商店

清算人 小栗 三郎

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は昭和二十七年二月末日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

福岡市東中洲町二二 玉屋食品株式会社

代表清算人 藤井 利男

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年九月十五日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある向はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月十四日

大阪市南区鰻谷仲之町五九 株式会社貴島商店

清算人 西家 敬治

資本減少異議申述公告

当会社は昭和二十六年十二月十七日の株主総会に於て資本額二百十五万円を一百八十万円に減少することの決議を致しましたが之に対し異議のある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に当会社に御申出下さい。若し右期間内に異議の申出がなければ右資本減少を承認せられたものと看なします。

昭和二十六年十二月十八日

大阪市港区西市岡町一丁目八番地 市岡土地株式会社

債権者各位

合併公告

下記甲乙両会社は昭和二十六年十二月十日の各株主総会に於て甲会社は乙会社を合併し其の権利義務を承継して存続し乙会社は解散することを決議しました。就ては此の合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に其旨御申出下さい。

昭和二十六年十二月二十一日

大阪市東区本町一丁目五、六番地 甲 株式会社大阪西川

大阪市東区本町一丁目五、六番地 乙 西川興業株式会社

組織変更公告

当会社は社員総会に於て有限会社の組織を変更し之を株式会社となることの決議をなしたり。依つて右当会社の債権者にして組織変更に御異議あらるる方は公告の日より二箇月以内にその旨御申出下さい。

昭和二十六年十二月十日

盛岡市大通り三丁目三一番地の一 有限会社上田商店

代表取締役 上田 清六

解散公告

当会社は昭和二十六年十一月二十七日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出なき時は清算より除斥致します。

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日株主総会の決議により解散致しましたから当社に債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除外致します。

昭和二十六年十二月十七日

和歌山市十二番丁七番地 和歌山県肥料卸株式会社

清算人 山本 英一

合併公告

昭和二十六年五月十八日開催の臨時株主総会において下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月十八日

東京都中央区日本橋本町四丁目九番地 甲 日本樹脂化学株式会社

東京都中央区日本橋本町四丁目九番地 乙 富士貿易株式会社

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十八日

東京都中央区日本橋本町四丁目九番地 日本樹脂化学株式会社

東京都中央区日本橋本町四丁目九番地 富士貿易株式会社

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

大田区大森九丁目四千六百八十一番地 大阪精機工業株式会社東京工場

清算人 堀口 三津太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目二番地 恩賜財団 同胞援護会

清算人 桜井安右衛門

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

愛知県半田市字荒古二百七十番地 有限会社万屋商店

清算人 小栗 三郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

福岡市東中洲町二二 玉屋食品株式会社

代表清算人 藤井 利男

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

横浜市南区井土ヶ谷中町百六十一番地 共立製菓有限会社

代表清算人 山田 政三

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十月三十一日の臨時社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出で下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十一日

東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地 日本メタル株式会社

清算人 佐藤 良明

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十月三十一日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十一日

東京都中央区日本橋久松町十番地 産報被服工業株式会社

清算人 堀口 三津太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十一日

東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地 丸互鋼造株式会社

清算人 堀口三津太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十一日

東京都中央区日本橋久松町十番地 産報被服工業株式会社

清算人 堀口三津太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月一日

広島市吉島町字滝川開六百七十一番地の七 広島繊製株式会社

清算人 永田 正一

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に申出ないときは清算から除斥せられます。

昭和二十六年十二月十九日

大阪市北区宗是町一番地 株式会社研青社

清算人 大石 信一

会社設立公告

一、商号 斎組包装株式会社

一、所在地 奈良県吉野郡大淀町増口九五二

一、目的 木箱製造加工並びに製品販売

右に附帯する業務一切

一、発行済株式の総数 四百株

一、代表取締役 長谷東之亟

新株式発行決議公告

昭和二十六年十一月十日開催の取締役会において新株式の発行に関し証券取引法による届出の効力発生を条件として左記の通り決議されましたから公告します。

一、新株発行 新たに一株の額面金五十円の株式十五万株を額面価額で発行しこれを昭和二十七年二月五日午後五時現在の株主に対しその所有株式二株につき新株式一株の割合で割当てます。但し、右の割合で新株一株未満となる端数に対しては割当をしない。

一、株式申込期間 自昭和二十七年三月十五日至昭和二十七年三月二十五日

一、拂込期日 昭和二十七年四月一日において申込証拠金を以て拂込金に充当します。但し、利息をつけない。

昭和二十六年十二月十四日

尼崎市元浜町四丁目五十番地 白石工業株式会社

取締役社長 白石 恒二

公告

弊社の特別経理会社は決定整備計画に基き実行完了し昭和二十六年十二月十三日附第一九一四号を以つて主務大臣より解除されました。

昭和二十六年十二月二十一日

東京都目黒区下目黒二丁目二一五番地 東京合成樹脂工業株式会社

取締役社長 岡田 頼之

臨時株主総会決議公告

来る十二月八日開催の当社臨時株主総会に於て左記の通り決議されましたから御報告申上げます。

昭和二十六年十二月二十一日

下関市大字大和町三〇番地 下関魚市場株式会社

株主各位

附議されたる事項

第一号議案 商法改正に伴う定款変更の件原案通り承認可決

以 上

第五期決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在

貸借対照表

借方		貸方	
土地	六五二、七九〇、〇〇〇	資本金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
建物	二、六七九、八五二、三八〇	諸預り金	一、四八三、五二〇、〇〇〇
機械装置	三〇、四一〇、八六六、一一〇	未払金	三四、七四〇、〇〇〇
車輌運搬具	六、一三五、九〇〇、〇〇〇	受取手形割引高	二三五、〇〇〇、〇〇〇
器具備品	二、三五六、〇九〇、〇七〇	未経過保険料	二、〇九九、〇〇〇
什器備品	三五六、八五二、三一〇	未収利息	七四、八六九、五七二
原材料	一、八〇九、〇八五、七七一	仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
貯蔵品	二、〇八六、〇七九、八七七	前期繰越利益	一、〇〇〇、〇〇〇
仮払金	一、〇〇〇、〇〇〇	当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇
前払費用	一、〇〇〇、〇〇〇		
未収入金	一、〇〇〇、〇〇〇		
受取手形	一、〇〇〇、〇〇〇		
現金	一、〇〇〇、〇〇〇		
預け金	一、〇〇〇、〇〇〇		
銀行預金	一、〇〇〇、〇〇〇		
合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

第五十三期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金	六三、二五五、三一五	支払手形	四、七八四、四三一、〇〇〇
預金	四、三二五、五四三、二三三	買掛金	九、一四五、七五〇、〇〇〇
受取手形	三、二五八、四三五、〇〇〇	未払金	一、四五五、三〇〇、二六〇
売掛金	一四、九五五、七五〇、〇〇〇	短期借入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未納酒税	二、二八一、二八〇、〇〇〇
製品	二、二八一、二八〇、〇〇〇	前受金	九、八五五、三四〇、〇〇〇
仕掛品	九、八五五、三四〇、〇〇〇	本社	七、一六五、九三五、〇〇〇
原材料	七、一六五、九三五、〇〇〇	工場	三、四八五、五〇四、〇〇〇
貯蔵品	三、四八五、五〇四、〇〇〇	仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
前払費用	一、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越利益	一、〇〇〇、〇〇〇
未収入金	一、〇〇〇、〇〇〇	当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇
仮払金	一、〇〇〇、〇〇〇		
建設仮勘定	一、〇〇〇、〇〇〇		
機械及装置	一、〇〇〇、〇〇〇		
建物及附属設備	一、〇〇〇、〇〇〇		
土地	一、〇〇〇、〇〇〇		
合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

第五十四回決算公告

(昭和二十六年上半期)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金及預金	一九、〇七四、六七二、〇八五	支払手形	三、二五一、九六九、二七五、三四〇
受取手形及売掛金	五二、九六九、二七五、三四〇	買掛金	七二、九六九、二七五、三四〇
有価証券	二、三五一、七九八、二七九	短期借入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
製品及仕掛品	一、六一六、九三五、〇〇〇	未払金	一、四五五、三〇〇、二六〇
原材料及貯蔵品	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未納酒税	二、二八一、二八〇、〇〇〇
其他の流動資産	四六、九五二、九一〇、〇七九	前受金	九、八五五、三四〇、〇〇〇
有形固定資産	一、〇〇五、〇〇〇、〇〇〇	本社	七、一六五、九三五、〇〇〇
無形固定資産	一、〇〇〇、〇〇〇	工場	三、四八五、五〇四、〇〇〇
当期欠損金	一、〇〇〇、〇〇〇	仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越損金	一、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越利益	一、〇〇〇、〇〇〇
		当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

津市大字藤方一八四〇

中央整毛株式会社

第三十四回決算公告

(昭和二十六年上半期)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金及預金	一九、〇七四、六七二、〇八五	支払手形	三、二五一、九六九、二七五、三四〇
受取手形及売掛金	五二、九六九、二七五、三四〇	買掛金	七二、九六九、二七五、三四〇
有価証券	二、三五一、七九八、二七九	短期借入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
製品及仕掛品	一、六一六、九三五、〇〇〇	未払金	一、四五五、三〇〇、二六〇
原材料及貯蔵品	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未納酒税	二、二八一、二八〇、〇〇〇
其他の流動資産	四六、九五二、九一〇、〇七九	前受金	九、八五五、三四〇、〇〇〇
有形固定資産	一、〇〇五、〇〇〇、〇〇〇	本社	七、一六五、九三五、〇〇〇
無形固定資産	一、〇〇〇、〇〇〇	工場	三、四八五、五〇四、〇〇〇
当期欠損金	一、〇〇〇、〇〇〇	仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越損金	一、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越利益	一、〇〇〇、〇〇〇
		当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

中央整毛株式会社

第三十四回決算公告

(昭和二十六年上半期)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金及預金	一九、〇七四、六七二、〇八五	支払手形	三、二五一、九六九、二七五、三四〇
受取手形及売掛金	五二、九六九、二七五、三四〇	買掛金	七二、九六九、二七五、三四〇
有価証券	二、三五一、七九八、二七九	短期借入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
製品及仕掛品	一、六一六、九三五、〇〇〇	未払金	一、四五五、三〇〇、二六〇
原材料及貯蔵品	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未納酒税	二、二八一、二八〇、〇〇〇
其他の流動資産	四六、九五二、九一〇、〇七九	前受金	九、八五五、三四〇、〇〇〇
有形固定資産	一、〇〇五、〇〇〇、〇〇〇	本社	七、一六五、九三五、〇〇〇
無形固定資産	一、〇〇〇、〇〇〇	工場	三、四八五、五〇四、〇〇〇
当期欠損金	一、〇〇〇、〇〇〇	仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越損金	一、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越利益	一、〇〇〇、〇〇〇
		当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	合計	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

日立工事株式会社

第五十三期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金	六三、二五五、三一五	支払手形	四、七八四、四三一、〇〇〇
預金	四、三二五、五四三、二三三	買掛金	九、一四五、七五〇、〇〇〇
受取手形	三、二五八、四三五、〇〇〇	未払金	一、四五五、三〇〇、二六〇
売掛金	一四、九五五、七五〇、〇〇〇	短期借入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未納酒税	二、二八一、二八〇、〇〇〇
製品	二、二八一、二八〇、〇〇〇	前受金	九、八五五、三四〇、〇〇〇
仕掛品	九、八五五、三四〇、〇〇〇	本社	七、一六五、九三五、〇〇〇
原材料	七、一六五、九三五、〇〇〇	工場	三、四八五、五〇四、〇〇〇
貯蔵品	三、四八五、五〇四、〇〇〇	仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
前払費用	一、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越利益	一、〇〇〇、〇〇〇
未収入金	一、〇〇〇、〇〇〇	当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇
仮払金	一、〇〇〇、〇〇〇		
建設仮勘定	一、〇〇〇、〇〇〇		
機械及装置	一、〇〇〇、〇〇〇		
建物及附属設備	一、〇〇〇、〇〇〇		
土地	一、〇〇〇、〇〇〇	

第7487号

肥料のことなら一目で解る
業者・農協・学校・図書館に是非一冊を

農林省農政局長序文
農林省肥料課編纂
肥料年鑑 定価八〇〇円 〒共

内容 過去の統計並に関係資料を系統的に蒐集し現在の肥料事情を究明し将来の対策を検討 全国登録肥料業者一覧表
規格 B列五号六一七頁 上製箱入

発行所 東京都中央区京橋二丁目三 社団法人 **肥料協会新聞部**
電話京橋(56)二一五六・三〇四・二五五〇番
振替口座 東京六七四九五番

第十七期決算公告
（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

預金及現金	四、七四〇、八三八、四三
受取手形	一三、二四九、二一三、一五
売掛金	八、三五一、九〇二、七九
仮拂金	六〇五、五〇〇、〇〇
用紙及貯蔵品	三、一六〇、九三七、五四
仕掛品	五、一一三、四五九、六〇
有価証券	九四二、五五〇、〇〇
土地	二六二、一五九、三五
建物	九、六二九、二〇〇、〇〇
機械及活字	一三、九一〇、五〇〇、〇〇
什器及備品	二、〇五四、二九一、〇二
車輛運搬具	九〇五、五〇〇、〇〇
前期繰越欠損金	六三五、四〇〇、〇〇
合計	一、〇二七、三一〇、五八
	六四、五八八、七七二、四六

負債の部

支拂手形	一五、二九二、二六三、四八
買掛金	三、四八六、〇七九、三一
未拂金	二、四一二、七〇五、九八
前受金	五、一二七、四五七、〇〇
仮受金	一、二九三、八〇二、八〇
預り金	二一、四三二、二三三、一五
資本金	六三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
再評価積立金	三七、四三一、三八〇、四七
仮受金	一、六七七、一四一、九〇
当期利益金	一一六、六一七、四七三、〇三
	一、〇五〇、一五七、八二二、五五
計	

神戸市生田区海岸通三番地
旭汽船株式会社

第五回決算公告
昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及銀行預金	一一、四六六、七五一、九七
受取手形	二、二〇四、〇一六、四六
未収入金	三四、三五六、六一三、二八
仮拂金	四、二八八、八三五、〇〇
貯蔵品	九五〇、二一六、三〇
有価証券	八四〇、〇〇〇、〇〇
その他固定資産	一二、七一四、七九四、七〇
当期損失金	一、七三二、一六〇、九二
	一、〇六四、〇八四、四三
合計	一六九、六一七、四七三、〇六

負債の部

支拂手形	三、三二三、八八三、一〇
未拂金	八、五四八、一〇八、四五
受託船勘定	二五、四九一、三八六、一七
有船勘定	四九、八五一、四〇八、二八
仮受金	九、六〇〇、八四一、六三
借入金	四七、六一〇、〇〇〇、〇〇
	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
資本金	一五、一九一、八四五、四三
再評価積立金	一六九、六一七、四七三、〇六
合計	

第六十期貸借対照表
昭和二十六年十月三十一日現在

現金及預貯金	五八、九四九、〇三
有価証券	一三〇、二六
得意先	四八、九五〇、〇〇〇
商品	八九八、三五六、八一
諸什器	一二四、六七四、〇〇
営業権及商標権	六、〇五〇、〇〇〇
敷金	一、〇〇〇、〇〇〇
仮出金	一九、二五四、一七
合計	一、一五七、三六四、二七

第十期貸借対照表
昭和二十六年十月三十一日現在

短期借入金	二、九一四、〇〇〇、〇〇
長期借入金	六、二八〇、〇〇〇、〇〇
資本金	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
再評価積立金	八、八三三、一〇〇、五二
当期利益金	一、五一七、一三〇、二三
計	六四、五八八、七七二、四六

日本精版株式会社

第六回決算公告
昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及銀行預金	三、三二三、八八三、一〇
受取手形	八、五四八、一〇八、四五
未収入金	二五、四九一、三八六、一七
仮拂金	四九、八五一、四〇八、二八
貯蔵品	九、六〇〇、八四一、六三
有価証券	四七、六一〇、〇〇〇、〇〇
その他固定資産	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
当期損失金	一五、一九一、八四五、四三
合計	一六九、六一七、四七三、〇六

負債の部

支拂手形	五九、〇〇〇、〇〇〇
未拂金	二三五、七二〇、五〇
受託船勘定	二〇一、四〇〇、〇〇〇
共有船勘定	九五、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
借入金	二七五、六一四、〇〇〇
資本金	九二、八一七、七七二
再評価積立金	一五七、八一二、〇〇〇
合計	

（註）昭和二十六年四月一日再評価差額を以つて繰越損失金四、七八八、九七二円五七銭也を塡補した。

昭和二十六年十二月
神戸市生田区栄町通二丁目四〇番地 **山下近海汽船株式会社**

財産売却決定公告（兵庫県の分）
第三百一回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次の通りである。
(イ)建物四棟二五二坪、土地（雑種地）一反六歩、二十二万円相生市那波石山義雄

財産売却決定公告（茨城県の分）
第三百二回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次の通りである。
(イ)椅子及び机類その他一〇種(ロ)茶道具一式計七千五百円水戸市馬口労町石渡宜郎(ホ)の(ヘ)賃借権（建物）二八坪、七千円多賀郡多賀町河原子泉町高橋善三(ホ)の(ヘ)賃借権（建物）一二坪、七千円久慈郡久米村大字大里井坂いね

財産売却決定公告（神奈川県の分）
第三百三回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次の通りである。
(1)、(2)自動車二輌一万三千円横浜市南区堀の内平林浩(3)の(イ)賃借権（建物）約四〇坪、六千円川崎市浜町金鶴子(3)の(ロ)賃借権（建物）六坪五千円小田原市幸町横山一郎

財産売却決定公告（岡山県の分）
第三百四回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次の通りである。
(イ)自動三輪車一輌一万二千円浅口郡連島町春日町高山三郎(ロ)自動三輪車一輌五千五百円久米郡福渡町大字福渡甲元正夫(ハ)賃借権（建物）八坪、八千二百円浅口郡玉島町大字玉島三宅富次郎

解散団体財産売却理事会

法務府法規課が国の事業として編集した綜合法規書の最高峰

地方自治庁 推薦
各都道府県 指定
全国町村会

現行日本法規

加除式A五判豪華版
全二十二巻二万八千頁
定価一部揃九千円（送別）

東京都中央区銀座西七丁目一番地
株式会社 **帝国地方行政学会**
電話銀座2126～2129番 振替東京13番161番

訂正広告
昭和二十六年十二月十三日附官報掲載第五期決算報告書、貸借対照表借方欄に於て当期損失金三四三、〇九一・四一銭とあるは五四三、〇九一・四一銭の誤りにつき訂正致します。

東京米油株式会社
代表取締役 桜井 孝

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外 十二月十五日付参会第三号二〇頁

定価 一ヶ月 二百十円 一部 九円 送料実費
公告料 公告 八ポイント一行 十七字詰百円 千五百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回 十七字詰相当 二百円
広告料 広告 八ポイント一行

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 **印刷庁**
電話九段(33)三一一番 振替東京一九〇〇〇 官報課